

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、 支援(しえん)があります

※2020年(ねん)10月(がつ)1日(にち)時点(じてん)のものです。これからも新(あた)らしく
なります。

お金(かね)に困(こま)っているとき (生活(せいかつ)するお金(かね)、会社(かいしゃ)・事業(じぎょう)
を続(つづ)けるためのお金(かね))

● **子育て(こそだ)て世帯(せたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)(0歳(さい)から15歳(さい)までのこどもがいる家庭(かてい))**

P.5

子育て(こそだ)て世帯(せたい)(0歳(さい)から15歳(さい)までのこどもがいる家庭(かてい))の生活(せいかつ)を支援(しえん)します。

児童手当(じどうてあて)をもらっている世帯(せたい)にお金(かね)を支給(しきゅう)します。

● **低所得(ていしょとく)のひとり親(おや)世帯(せたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)**

P.6

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、子育て(こそだ)ての負担(ふたん)の増加(ぞうか)や収入(しゅうにゅう)の減少(げんしょう)を支援(しえん)するため、収入(しゅうにゅう)の少(すく)ないひとり親(おや)の家庭(かてい)に、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

● **緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)・総合支援資金(そうごうしえんしきん)(生活(せいかつ)するお金(かね)の支援(しえん))**

P.7

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)を休(やす)んだ人(ひと)、仕事(しごと)がなくなった人(ひと)が生活(せいかつ)するお金(かね)で困(こま)っているとき、お金(かね)を貸(か)します。

● **持続化給付金(じぞくかきゅうふきん)(中小事業主(ちゅうしょうじぎょうぬし)・個人事業主(こじんじぎょうぬし)のための支援(しえん))**

P.8

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、とてもお金(かね)に困(こま)っている事業者(じぎょうしゃ)に、事業(じぎょう)を続(つづ)けるためのお金(かね)を支給(しきゅう)します。

● **家賃支援給付金(やちんしえんきゅうふきん)(中堅(ちゅうけん)・中小法人(ちゅうしょうほうじん)、個人事業者(こじんじぎょうしゃ)向(むけ))**

P.9

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)や5月(がつ)の緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)がのびたため、売上(うりあげ)がへってしまった事業者(じぎょうしゃ)をたすけるため、やちんなどの負担(ふたん)をかるくするため、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

● **日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ)(日本公庫(にほんこうこ))および沖縄振興開発金融公庫(おきなわしんこうかいはつきんゆうこうこ)(沖縄公庫(おきなわこうこ))などによる新型(しんがた)コロナウイルス感染症特別貸付(かんせんしょうとくべつかしつけ)など**

P.10

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っているフリーランスや個人事業主(こじんじぎょうぬし)に、お金(かね)を貸(か)します。

● **民間金融機関(みんかんきんゆうきかん)による実質無利子(じっしつむりし)・無担保融資(むたんぼゆうし)**

P.11

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって事業(じぎょう)がわるくなったフリーランスを含(ふく)む個人事業主(こじんじぎょうぬし)などに、実質無利子(じっしつむりし)・無担保(むたんぼ)でお金(かね)を貸(か)します。

● **社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)**

P.12
~15

社会保険料(しゃかいほけんりょう)、税金(ぜいきん)、公共料金(こうきょうりょうきん)などを、あとで払(はら)うことができます。

● **厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の特例改定(とくれいかてい)**

P.16

今回(こんかい)の新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって仕事(しごと)が休(やす)みになり、給料(きゅうりょう)がとてもへった人(ひと)は、一定(いってい)の条件(じょうけん)に該当(がいとう)するとき、健康保険(けんこうほけん)・厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)を、とくべつに翌月(よくげつ)から改定(かてい)ができます。

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、 支援(しえん)があります

● 生活困窮者自立支援制度(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど)

いろいろな問題(もんだい)で生活(せいかつ)に困(こま)っている人に、その人(ひと)にあう支援(しえん)をします。

P.17

● 住居確保給付金(じゅうきよかくほきゅうふきん)(家賃(やちん)の支援(しえん))

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)をやめたり、仕事(しごと)がなくなったので、住(す)む家(いえ)がなくなるかもしれない人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、家賃(やちん)と同(おな)じくらいのお金(かね)を支給(しきゅう)します。

P.18

● 生活保護制度(せいかつほごせいど)

生活(せいかつ)に困(こま)って(こまって)いる人(ひと)が、最低限度(さいていげんど)の生活(せいかつ)ができること、自分(じぶん)で生活(せいかつ)することができるように支援(しえん)します。今(いま)の収入(しゅうにゅう)に応(おう)じて、生活(せいかつ)するお金(かね)、住(す)むためのお金(かね)などを支給(しきゅう)します。

P.19

新型(しんがた)コロナウイルスへの感染(かんせん)などによって、仕事(しごと)を休(やす)むとき

● 傷病手当金(しょうびょうてあてきん)

「健康保険(けんこうほけん)」などに入(はい)っている人(ひと)が、病気(びょうき)やケガで仕事(しごと)を休(やす)んだとき、4日目(かめ)の休(やす)みからの収入(しゅうにゅう)を支給(しえん)します。

P.20

● 休業手当(きゅうぎょうてあて)

会社(かいしゃ)に責任(せきにん)のある理由(りゆう)で仕事(しごと)を休(やす)んだとき、会社(かいしゃ)が、あなたの休(やす)みの間(あいだ)の給料(きゅうりょう)(平均賃金(へいきんちんぎん)の60%以上(いじょう))を払(はら)います。

P.21

● 雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)

お客(きゃく)さんや注文(ちゅうもん)が減(へ)って、売(う)ったり作(つく)ったりする量(りょう)が減(へ)った会社(かいしゃ)が、雇(やと)っている人(ひと)をやめさせるのではなく休(やす)ませて「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)ったとき、そのお金(かね)の一部(いちぶ)を国(くに)が払(はら)います。

P.22

● 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)対応休業支援金(たいおうきゅうぎょうしえんきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休業(きゅうぎょう)させられた中小企業(ちゅうしょうきぎょう)の労働者(ろうどうしゃ)のうち、休業手当(きゅうぎょうてあて)がもらえなかった労働者(ろうどうしゃ)に、お金(かね)を払(はら)います。

P.23

● 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんにそち)による休暇取得支援助成金(きゅうかじゅとくしえんじょせいきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんにそち)として休業(きゅうぎょう)が必要(ひつよう)とされた妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろうどうしゃ)のために有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)をもうけて取得(しゅとく)させた事業主(じぎょうぬし)に助成(じょせい)します。

P.24

● 両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん)(介護離職防止支援(かいごりしよくぼうししえん)コース(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)対応特例(たいおうとくれい)))

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、家族(かぞく)を介護(かいご)する労働者(ろうどうしゃ)が育児(いくじ)・介護休業法(かいごきゅうぎょうほう)の休(やす)みのほかに、特別有給休暇(とくべつゆうきゅうきゅうか)で介護(かいご)ができるような取組(とりくみ)をする中小(ちゅうしょう)の会社(かいしゃ)をたすけます。

P.25

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、 支援(しえん)があります

仕事(しごと)をさがしながら無料(むりょう)で職業訓練(しょくぎょうくんれん)を受(う)けたいとき

- **公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん)(離職者訓練(りしょくしゃくんれん))**

雇用保険(こようほけん)を受(う)け取(と)りながら、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは負担(ふたん))で職業訓練(しょくぎょうくんれん)を受けられます。

P.26

- **求職者支援訓練(きゅうしょくしゃしえんくんれん)**

雇用保険(こようほけん)を受給(じゅきゅう)できない求職者(きゅうしょくしゃ)のひとは、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは負担(ふたん))で職業訓練(しょくぎょうくんれん)を受けながら、条件(じょうけん)をみたせば月額(げつがく)10万円(まんえん)がもらえます。

P.27

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みのためこどもの世話(せわ)が必要(ひつよう)なとき

- **小学校休業等対応助成金(しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおうじょせいきん)(労働者(ろうどうしゃ)を雇(や)っている事業主(じぎょうぬし)への支援(しえん))**

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)うこどもの世話(せわ)をすることになった「労働者(ろうどうしゃ)(保護者(ほごしゃ))」が給料(きゅうりょう)をもらいながら休(やす)んだとき、事業主(じぎょうぬし)にお金(かね)を支給(しきゅう)します。

※この給料(きゅうりょう)がでるお休(やす)みは、法律(ほりつ)でさだめられた「年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)」ではありません。

P.28

- **小学校休業等対応支援金(しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおうしえんきん)(仕事(しごと)の委託(いたく)を受けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと)への支援(しえん))**

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)うこどもの世話(せわ)をする「仕事(しごと)の委託(いたく)を受けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする保護者(ほごしゃ)」に、仕事(しごと)ができなかった日(ひ)に、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

P.29

- **企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター利用者支援事業(りようしゃしえんじぎょう)**

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、ベビーシッターを利用(りよう)するとき、利用料金(りようきん)の一部(いちぶ)を支援(しえん)します。個人(こじん)で仕事(しごと)をしている人(ひと)も利用(りよう)できます。

P.30
~31

心配(しんぱい)なこと、知(し)りたいことを 相談(そうだん)してください

仕事(しごと)について相談(そうだん)したいとき

● ハローワーク

仕事(しごと)をさがしている人(ひと)はハローワークに相談(そうだん)してください。
 仕事(しごと)は、ハローワークインターネットサービスでさがすこともできます。電話(でんわ)でもいいです。
 ハローワークにきた人(ひと)で生活(せいかつ)や家(いえ)に困(こま)っている人(ひと)は、生活(せいかつ)や家(いえ)の
 ことも相談(そうだん)できます。



労働問題(ろうどうもんだい)(仕事(しごと)がなくなりそうで困(こま)っているなど)について相談(そうだん)したいとき

● 特別労働相談窓口(とくべつろうどうそうだんまどぐち)など

あなたの都道府県(とどうふけん)の労働局(ろうどうきょく)に「特別労働相談窓口(とくべつろうどうそうだんまどぐち)」があります。

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の関係(かんけい)で、仕事(しごと)がなくなりそうになったり、休(やす)みになった分(ぶん)のお金(かね)がもらえなくて困(こま)っているときなどに相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。

内定(ないてい)が取消(とりけ)しになった人(ひと)、まだ入社(にゅうしゃ)できない人(ひと)のため、「新卒応援(しんそつおうえん)ハローワーク」に「新卒者内定取消等特別相談窓口(しんそつしゃないていとりけしとうとくべつそうだんまどぐち)」があります。相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。



心(こころ)の健康(けんこう)について相談(そうだん)したいとき

● 精神保健福祉(せいしんほけんふくし)センターなど

あなたが心配(しんぱい)していること(たとえば、コロナのことが不安(ふあん)で眠(ねむ)れない、こどもの世話(せわ)でストレスがたまる、など)を相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。

● 働(はたら)く人(ひと)のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳(みみ)」

職場(しょくば)のメンタルヘルス(こころの健康(けんこう))のホームページです。
 メールや電話(でんわ)で、職場(しょくば)でのあなたの心(こころ)のなやみや体調(たいちょう)を相談(そうだん)できます。



DVや子育て(こそだ)てのなやみを相談(そうだん)したいとき

● DV相談(そうだん)ナビ【TEL: #8008】^{はれれば}、DV相談(そうだん)+ (プラス)【TEL: 0120-279-889】^{つなぐ はやく}

配偶者(はいごうしゃ)などからの暴力(ぼりょく)(DV)の悩(なや)みについて相談(そうだん)してください。24時間(じかん)、電話(でんわ)・SNS・メールで相談(そうだん)できます。

● 児童相談所(じどうそうだんじょ)・児童相談所虐待対応(じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう)ダイヤル

【TEL: 近(ちか)くの児童相談所(じどうそうだんじょ)か、児童相談所虐待対応(じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう)ダイヤル「189」に電話(でんわ)してください。】

子育て(こそだ)ての悩(なや)み、虐待(ぎゃくたい)などの相談(そうだん)があるひとは、電話(でんわ)で相談(そうだん)してください。



いろいろな悩(なや)みを相談(そうだん)したいとき

● よりそいホットラインなど【TEL: 0120-279-338】

だれでも相談(そうだん)できます。あなたがなやんでいることを相談(そうだん)してください。電話(でんわ)で相談(そうだん)してください。

● SNSなどで相談(そうだん)できます

LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話(でんわ)で相談(そうだん)できます。だれでも相談(そうだん)できます。あなたがなやんでいることを相談(そうだん)してください。



子育て世帯(こそだてせたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、困(こま)っている子育て世帯(こそだてせたい)(0歳(さい)から15歳(さい)までのこどもがいる家庭(かてい))の生活(せいかつ)を支援(しえん)します。児童手当(じどうてあて)をもらっている世帯(せたい)に、「子育て世帯(こそだてせたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)」を支給(しきゅう)します。

対象者(たいしょうしゃ)

2020年(ねん)4月分(がつぶん)(3月分(がつぶん)を含(ふく)みます)の児童手当(じどうてあて)をもらっている人(ひと)

※対象(たいしょう)のこどもは、2020年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに生(う)まれた人(ひと)です。2020年(ねん)3月(がつ)まで中学生(ちゅうがくせい)だった人(ひと)(新高校(しんこうこう)1年生(ねんせい))も含(ふく)みます。

支給(しきゅう)するお金(かね)

対象(たいしょう)の児童(じどう)1人(ひとり)に、**1万円(まんえん)**

2020年(ねん)3月(がつ)31日(にち)に住(す)んでいた市町村(しちょうそん)からお金(かね)を支給(しきゅう)します。

※新高校(しんこうこう)1年生(ねんせい)は、2020年(ねん)2月(がつ)29日(にち)に住(す)んでいた市町村(しちょうそん)から支給(しきゅう)します。

※2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)よりあとに引(ひ)っ越(こ)した人(ひと)は、引(ひ)っ越(こ)す前(まえ)の市町村(しちょうそん)に聞(き)いてください。

申請(しんせい)の方法(ほうほう)

申請(しんせい)をしなくてもいいです。

対象者(たいしょうしゃ)に、2020年(ねん)3月(がつ)31日(にち)に住(す)んでいた市町村(しちょうそん)から連絡(れんらく)します。

※2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)よりあとに引(ひ)っ越(こ)した人(ひと)は、引(ひ)っ越(こ)す前(まえ)の市町村(しちょうそん)に聞(き)いてください。

※公務員(こうむいん)の人(ひと)は、あなたが働(はたら)いている庁(ちょう)に支給対象者(しきゅうたいしょうしゃ)かどうか聞(き)いてください。そのあとで、あなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)に申請(しんせい)してください。

i ● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

- ・2020年(ねん)3月(がつ)31日(にち)(新高校(しんこうこう)1年生(ねんせい)は2020年(ねん)2月(がつ)29日(にち))にあなたが住(す)んでいた市町村(しちょうそん)の「子育て世帯(こそだてせたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)」の窓口(まどぐち)

低所得(ていしょとく)のひとり親(おや)世帯(せたい)への臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、子育て(こそだ)で負担(ふたん)の増加(ぞうか)や収入(しゅうにゅう)の減少(げんしょう)を支援(しえん)するため、収入(しゅうにゅう)の少(すく)ないひとり親(おや)の家庭(かてい)に、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

対象者(たいしょうしゃ)

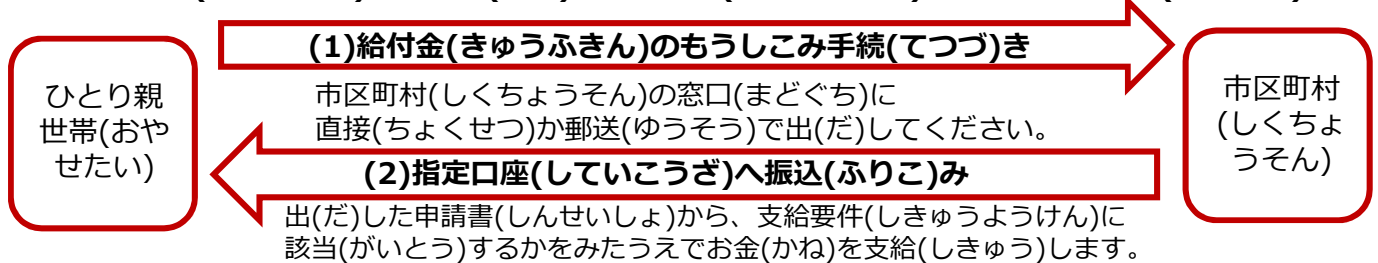
- ① 2020年(ねん)6月分(がつぶん)の児童扶養手当(じどうふようてあて)が支給(しきゅう)される方(かた)
- ② 公的年金(こうてきねんきん)などを受(う)け取(と)り、2020年(ねん)6月分(がつぶん)の児童扶養手当(じどうふようてあて)の支給(しきゅう)が全額停止(ぜんがくていし)される方(かた)
- ③ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって家計(かけい)が急(きゅう)に変わり、収入(しゅうにゅう)が児童扶養手当(じどうふようてあて)を受給(じゅきゅう)している方(かた)と同(おな)じ水準(すいじゆん)となっている人(ひと)

支給(しきゅう)・申請(しんせい)

		①の対象者(たいしょうしゃ)	②の対象者(たいしょうしゃ)	③の対象者(たいしょうしゃ)
基本給付(きほんきゅうふ)	支給額(しきゅうがく)	1世帯(せたい)5万円(まんえん) ※ふたり目(め)のこどもから1人(ひとり)につき3万円(まんえん)加算(かさん)		
	申請(しんせい)	不要(ふよう)	必要(ひつよう)	
	支給時期(しきゅうじき)	8月頃(がつごろ)	できるかぎりはやく	
追加給付(ついかきゅうふ)	支給額(しきゅうがく)	収入(しゅうにゅう)が減(へ)った場合(ばあい) 5万円(まんえん)		
	申請(しんせい)	必要(ひつよう) ※自己申告(じこしんこく) ※添付書類(てんぷしよるい)はいりません。		-
	支給時期(しきゅうじき)	できるかぎりはやく		

※①の対象(たいしょう)になる人(ひと)への追加給付(ついかきゅうふ)、

②・③の対象(たいしょう)になる人(ひと)への給付金(きゅうふきん)のもうしこみ方法(ほうほう)



【お問合せ(といあわせ)について】

- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は電話(でんわ)してください。
0120-400-903 (受付時間(うけつけじかん) 平日(へいじつ)9:00~18:00)



【お申込(もうしこ)みについて】

- お住(す)まいの市区町村(しくちょうそん)の「ひとり親世帯臨時特別給付金(おやせたいりんじとくべつきゅうふきん)」窓口(まどぐち)まで願(ねが)います。

緊急小口資金(きんきゆうこぐちしきん)・総合支援資金(そうごうしえんしきん)(生活(せいかつ)するお金(かね))

各都道府県社会福祉協議会(かくとどうふけんしゃかいふくしきょうぎかい)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)が休(やす)みになった人(ひと)、仕事(しごと)がなくなった人(ひと)などが生活(せいかつ)するお金(かね)に困(こま)っているとき、お金(かね)を貸(か)します。

緊急小口資金(きんきゆうこぐちしきん)(主(おも)に、仕事(しごと)が休(やす)みになった人(ひと))

少(すく)ない金額(きんがく)の、生活(せいかつ)するためのお金(かね)を貸(か)します。

対象者(た いしょう しゃ)	新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)が休(やす)みになったので収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなった世帯(せたい) ※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったときは、仕事(しごと)が休(やす)みでない人(ひと)も対象(たいしょう)です。
貸(か)すお 金(かね)	こどもの学校(がっこう)などが休(やす)みになった人(ひと)や個人事業主(こじんじぎょうぬし)などは、20万円(まんえん)まで
償還期限 (しょうかん きげん)	その他(ほか)の人(ひと)は、10万円(まんえん)まで ※無利子(むりし)です。保証人(ほしょうにん)はおりません。 2年(ねん)以内(いない)に返(かえ)してください。(お金(かね)を返(かえ)しはじめるまでの期間(きかん)は1年(ねん)以内(いない)です)

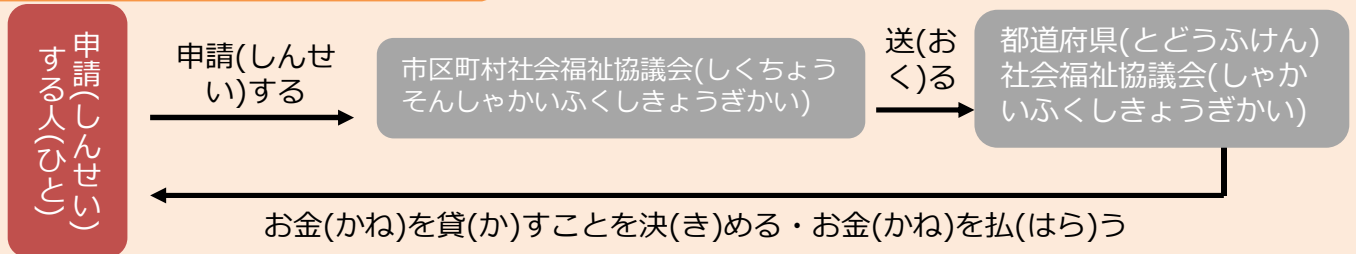
総合支援資金(そうごうしえんしきん)(主(おも)に、仕事(しごと)がなくなった人(ひと))

生活(せいかつ)ができるようになるまで、生活(せいかつ)するためのお金(かね)を貸(か)します。

対象者(た いしょう しゃ)	新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったり、仕事(しごと)がなくなったりした世帯(せたい) ※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったときは、仕事(しごと)が休(やす)みでない人(ひと)も対象(たいしょう)です。
貸(か)すお 金(かね)	(2人(ふたり)以上(いじょう)の世帯(せたい))月(つき)20万円(まんえん)まで(1人(ひとり)の世帯(せたい))月(つき)15万円(まんえん)まで
償還期限 (しょうかん きげん)	(貸(か)す期間(きかん)：3か月(げつ)以内(いない))※無利子(むりし)です。保証人(ほしょうにん)はおりません。 10年(ねん)以内(いない)に返(かえ)してください。 (お金(かね)を返(かえ)しはじめるまでの期間(きかん)は1年(ねん)以内(いない)です)

- ※1 お金(かね)を返(かえ)すとき、まだ所得(しょとく)が減(へ)ったままの「住民税非課税世帯(じゅうみんぜいひかぜいせたい)」の人(ひと)は、お金(かね)を返(かえ)さなくてもいいです。
- ※2 はじめに「緊急小口資金(きんきゆうこぐちしきん)」で最大(さいだい)20万円(まんえん)を借(かり)りたあと、まだ収入(しゅうにゅう)が減(へ)ったままのとき、さらに「総合支援資金(そうごうしえんしきん)」で、2人(ふたり)以上(いじょう)世帯(せたい)に20万円(まんえん)まで、3か月間(げつかん)借(かり)ることができます。(最大(さいだい)80万円(まんえん))
- ※3 総合支援資金(そうごうしえんしきん)については、申請(しんせい)するときに、お金(かね)を返(かえ)すときまでに自立相談支援機関(じりつそうだんしえんきかん)からの支援(しえん)を受けることに同意(どうい)した場合(ばい)にお金(かね)を貸(か)します。

手続(てつづ)きの流(なが)れ



- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)コールセンターに電話(でんわ)してください。0120-46-1999 ※ 9:00~21:00(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)含(ふく)む)
- 申請(しんせい)する人(ひと)は住(す)んでいる市区町村社会福祉協議会(しくちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい)に電話(でんわ)してください。 ※ 郵送(ゆうそう)もできます。



※ HPIに書(か)いてあります。右(みぎ)のQRコードから見(み)たり、インターネットで調(しら)べてください。

持続化給付金(じぞくかきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)拡大(かくだい)によって、とてもお金(かね)にこまっている事業者(じぎょうしゃ)に、事業(じぎょう)を続(つづ)けるためのお金(かね)を支給(しきゅう)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

○ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)により、売上(うりあげ)が前年(ぜんねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて、**50%以上(いじょう)**へった事業者(じぎょうしゃ)

※資本金(しほんきん)10億円(おくえん)以上(いじょう)の大(おお)きい会社(かいしゃ)を除(のぞ)く、**中(ちゅう)くらいの会社(かいしゃ)・小(ちい)さい会社(かいしゃ)、フリーランス、個人事業者(こじんじぎょうぬし)**が対象(たいしょう)です。また、**医療法人(いりょうほうじん)、農業法人(のうぎょうほうじん)、NPO法人(ほうじん)**など、**会社(かいしゃ)以外(いがい)の法人(ほうじん)も対象(たいしょう)**です。

■ 支給(しきゅう)するお金(かね)

法人(ほうじん)は**200万円(まんえん)**、個人事業者(こじんじぎょうしゃ)は**100万円(まんえん)**

(ただし、**昨年(さくねん)1年間(ねんかん)の売上(うりあげ)からへった金額分(きんがくぶん)を上限(じょうげん)に支給(しきゅう)します。**)

支給(しきゅう)するお金(かね)の計算方法(けいさんほうほう)

前年(ぜんねん)の総売上金額(そうりあげきんがく)(事業収入金額(じぎょうしゅうにゅうきんがく))

—

売上(うりあげ)が前年(ぜんねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて**50%以上(いじょう)**へった月(つき)の売上金額(うりあげきんがく) × 12ヶ月(かげつ)

i

持続化給付金事業(じぞくかきゅうふきんじぎょう)の連絡先(れんらくさき)

受付時間(うけつけじかん) : 8:30から19:00 (土曜祝日(どようしゅくじつ)を除(のぞ)く)

◆8月(がつ)31日(にち)までに申請(しんせい)された方(かた)

直通番号 : 0120-115-570

◆9月(がつ)1日(にち)以降(いこう)に申請(しんせい)される方(かた)

直通番号 : 0120-279-292

【申請(しんせい)サイト】

「持続化給付金(じぞくかきゅうふきん)」の事務局(じむきょく) HP

◆8月(がつ)31日(にち)までに申請(しんせい)された方(かた)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

◆9月(がつ)1日(にち)以降(いこう)に申請(しんせい)される方(かた)

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

【申請(しんせい)のしかた、よくある質問(しつもん)】

事務局(じむきょく)HPまたは、経済産業省(けいざいさんぎょうしょう)HPよりご確認(かくにん)いただけます。

経済産業省(けいざいさんぎょうしょう)HP(持続化給付金(じぞくかきゅうふきん))

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

家賃支援給付金(やちんしえんきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)や5月(がつ)の緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)がのびたため、売上(うりあげ)が減(へ)ってしまった事業者(じぎょうしゃ)をたすけるため、やちんなどの負担(ふたん)をかるくするため、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

給付対象者(きゅうふたいしょうしゃ)

自ら(みずから)土地(とち)・建物(たてもの)を占有(せんゆう)している事業者(じぎょうしゃ)のうち、中堅企業(ちゅうけんきぎょう)、中小企業(ちゅうしょうきぎょう)、小規模事業者(しょうきぼじぎょうしゃ)、個人(こじん)で仕事(しごと)する人(ひと)などであって、本年(ほんねん)5月(がつ)から12月(がつ)において以下(いかに)のいずれかに該当(がいとう)するものに、給付金(きゅうふきん)を支給(しきゅう)。

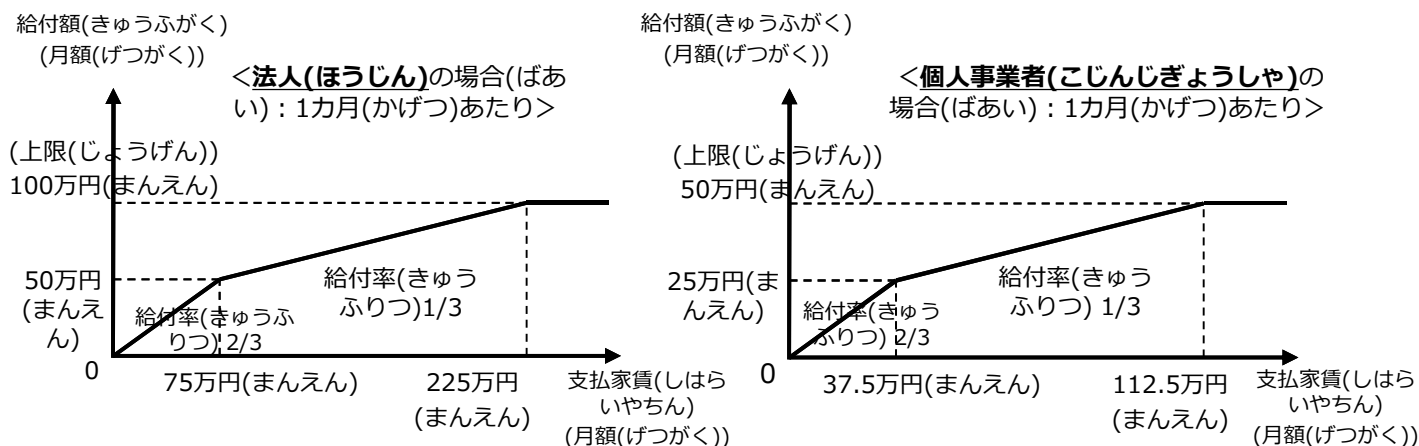
① どれか1カ月(かげつ)の売上(うりあげ)が前年(ぜんねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて50%以上(いじょう)へった

② 3カ月(かげつ)連続(れんぞく)で売上(うりあげ)が前年(ぜんねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて30%以上(いじょう)へった



受(う)け取(と)れる金額(きんがく)・給付率(きゅうふりつ)

申請(しんせい)した時(とき)の家賃(やちん)によって決(き)まる金額(きんがく)(月額(げつがく))を基準(きじゆん)に、6カ月分(かげつぶん)のお金(かね)を支給(しきゅう)。



⇒法人(ほうじん)は最大(さいだい)600万円(まんえん)

⇒個人事業者(こじんじぎょうしゃ)は最大(さいだい)300万円(まんえん)

i 聞(き)きたいことがある人(ひと)・申請(しんせい)したい人(ひと)「家賃支援給付金(やちんしえんきゅうふきん) コールセンター」まで相談(そうだん)してください。

電話番号(でんわばんごう) : 0120-653-930

受付時間(うけつけじかん)など : 8:30から19:00(平日(へいじつ)・日(にちようび))

家賃支援給付金(やちんしえんきゅうふきん)のおしらせは経済産業省(けいざいさんぎょうしょう)HPで見(み)れます。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ) (日本公庫 (にほんこうこ)) および沖縄振興開発金融公庫(おきなわしんこうかいはずきんゆうこうこ) (沖縄公庫 (おきなわこうこ)) などによる新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)など

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っているフリーランスや個人事業主(こじんじぎょうぬし)に、お金(かね)を貸(か)します。

「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)」と「特別利子補給制度(とくべつりしほきゅうせいど)」をいっしょに使(つか)うことで無利子(むりし)となり、お金(かね)の支援(しえん)をします。

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)

- ▶ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、少(すこ)しの間(あいだ)ぎょうせきが悪(わる)く(最近(さいきん)1ヶ月(かげつ)の売上(うりあげ)が前年(ぜんねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて5%以上(いじょう)減少(げんしょう)したなど)なった事業者(じぎょうしゃ)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスをふくむ)に、みんな同(おな)じ金利(きんり)とし、貸(か)したあとの3年間(ねんかん)まで0.9%の金利(きんり)引(ひ)きさげをします。

※個人事業主(こじんじぎょうぬし)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスを含(ふく)み、小規模(しょうきぼ)にかぎる)は、影響(えいきょう)の定性的(ていせい)な説明(せつめい)でもいいです。

資金(しきん)の使(つか)いみち | 運転資金(うんてんしきん)、設備資金(せつびしきん)

担保(たんぽ) | 無担保(むたんぽ) 貸付期間(かしつけきかん) | 設備(せつび)20年(ねん)以内(いない)、運転(うんてん)15年(ねん)以内(いない) **うち据置期間(すえおききかん)** | 5年(ねん)以内(いない)

融資限度額(ゆうしげんどがく)(別枠(べつわく)) | 中小事業(ちゅうしょうじぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)6億円(おくえん)(拡充前(かくじゅうまえ)3億円(おくえん))

国民事業(こくみんじぎょう)8,000万円(まんえん)(拡充前(かくじゅうまえ)6,000万円(まんえん))

金利(きんり) | 当初(とうしょ)3年間(ねんかん) 基準金利(きじゅんきんり)▲0.9%、4年目(ねんめ)以降(いこう)基準金利(きじゅんきんり)

(利下(りさ)げ限度額(げんどがく)) : 中小事業(ちゅうしょうじぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)2億円(おくえん)(拡充前(かくじゅうまえ)1億円(おくえん)) 国民事業(こくみんじぎょう)4,000万円(まんえん)(拡充前(かくじゅうまえ)3,000万円(まんえん))



● 平日(へいじつ)のご相談(そうだん)

日本公庫事業資金相談(にほんこうこじぎょうしきんそうだん)ダイヤル : 0120-154-505 商工中金相談窓口(しょうこうちゅうきんそうだんまどぐち) : 0120-542-711

沖縄公庫事業資金相談(おきなわこうこじぎょうしきんそうだん)ダイヤル : 0120-981-827

● 土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)のご相談(そうだん)

日本公庫(にほんこうこ) : 0120-112476(国民生活事業(こくみんせいかつじぎょう))、0120-327790(中小企業事業(ちゅうしょうきぎょうじぎょう))

沖縄公庫(おきなわこうこ) : 0120-981-827 商工中金相談窓口(しょうこうちゅうきんそうだんまどぐち) : 0120-542-711

● その他(た) 資金繰り(しきんぐり)等(とう)に関(かん)するご相談(そうだん)

中小企業金融相談窓口(ちゅうしょうきぎょうきんゆうそうだんまどぐち) : 0570-783183 (平日(へいじつ)・休日(きゅうじつ) 9:00~17:00)

特別利子補給制度(とくべつりしほきゅうせいど)

- ▶ 日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ)などの「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)」により借入(かりいれ)を行(おこな)った個人事業主(こじんじぎょうぬし)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスを含(ふく)む)などに対(たい)して、利子補給(りしほきゅう)を行(おこな)うことで資金繰り(しきんぐり)をたすけます。

利子補給期間(りしほきゅうきかん) | 借入後(かりいれご)当初(とうしょ)3年間(ねんかん)

利子補給対象上限(りしほきゅうたいしょうじょうげん) | 中小事業(ちゅうしょうきぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)2億円(おくえん)、国民事業(こくみんじぎょう)4,000万円(まんえん)



● (独) 中小企業基盤整備機構(ちゅうしょうきぎょうきばんせいびきこう)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(かんせんしょうとくべつりしほきゅうせいどじむきょく)

0570-060515 (平日(へいじつ)・休日(きゅうじつ) 9:00~19:00)

民間金融機関(みんかんきんゆうきかん)における 実質無利子(じっしつむりし)・無担保融資(むたんぽゆうし)

県(けん)の融資(ゆうし)をつかって、一般(いっぱん)の銀行(ぎんこう)でも実質(じっしつ)無利子(むりし)※・無担保(むたんぽ)・据置(すえおき)最大(さいだい)5年(ねん)の融資(ゆうし)を拡大(かくだい)。いっしょに、信用保証(しんようほしょう)の保証料(ほしょうりょう)を半額(はんがく)かゼロにします。各自治体(かくじちたい)で準備(じゅんび)がおわたたら、融資上限額(ゆうしじょうげんがく)をひろげます。

※一部(いちぶ)の県(けん)は、さきに利子分(りしぶん)をはらって、事後的(じごてき)にお支払(しはら)いただいた利子分(りしぶん)を事業者(じぎょうしゃ)にお戻(もど)しすることで、金利(きんり)負担(ふたん)が実質的(じっしつてき)に無利子(むりし)となるしくみです。

民間金融機関(みんかんきんゆうきかん)における実質無利子(じっしつむりし)・無担保融資(むたんぽゆうし)

【対象要件(たいしょうようけん)】

国(くに)が補助(ほじょ)を行(おこな)う都道府県(とどうふけん)などによる制度(せいど)融資(ゆうし)において、セーフティネット保証(ほしょう)4号(ごう)・5号(ごう)、危機関連保証(ききかんれんほしょう)のどちらかを利用(りよう)したとき、以下(いか)の要件(ようけん)をみたせば、保証料(ほしょうりょう)・利子(りし)をへらせます。

※資金繰(しきんぐ)りがくるしいときは、まずは民間(みんかん)の金融機関(きんゆうきかん)でつなぎ融資(ゆうし)を行(おこな)い、このつなぎ融資(ゆうし)を実質(じっしつ)無利子(むりし)融資(ゆうし)に振(ふ)り替(か)えることが可能(かのう)となることがあります。くわしくは各金融機関(かくきんゆうきかん)へご相談(そうだん)してください。

	売上高(うりあげだか)▲5%	売上高(うりあげだか)▲15%
個人事業主(こじんじぎょうぬし) (事業性(じぎょうせい)あるフリーランスふくむ、小規模(しょうきぼ)のみ)	保証料(ほしょうりょう)ゼロ・金利(きんり)ゼロ	
小(しょう)・中規模(ちゅうきぼ)事業者(じぎょうしゃ) (上記(じょうき)のぞく)	保証料(ほしょうりょう)1/2	保証料(ほしょうりょう)ゼロ・金利(きんり)ゼロ

【融資上限額(ゆうしじょうげんがく)】 4,000万円(まんえん)(拡充前(かくじゅうまえ)3,000万円(まんえん))

※条件(じょうけん)がかわって追加(ついか)の保証料(ほしょうりょう)がたときは事業者(じぎょうしゃ)の負担(ふたん)となります。

【補助期間(ほじょきかん)】 保証料(ほしょうりょう)は全融資期間(ぜんゆうしきかん)、利子補助(りしほじょ)は当初(とうしょ)3年間(ねんかん)

【融資期間(ゆうしきかん)】 10年以内(ねんい)ない 【うち据置期間(すえおききかん)】 最大(さいだい)5年(ねん) 【担保(たんぽ)】 無担保(むたんぽ)

【保証人(ほしょうにん)】 代表者(だいひょうしゃ)は条件(じょうけん)をみたせばいりません(①法人(ほうじん)・個人分離(こじんぶんり)、②資産超過(しさんちょうか)(代表者以外(だいひょうしゃいがい)の連帯保証人(れんたいほしょうにん)はいりません)

【既往(きおう)債務(さいむ)の借換(かりかえ)】

信用保証付(しんようほしょうつ)き既往債務(きおうさいむ)も条件(じょうけん)をみたせば、制度融資(せいどゆうし)をつかった実質無利子(じっしつむりし)融資(ゆうし)への借換(かりかえ)ができます。

● 【お問合せ(といあわ)せ先(さき)】

中小企業金融相談窓口(ちゅうしょうきぎょうきんゆうそうだんまどぐち) 0570-783183

※平日(へいじつ)・土日祝日(どにちしゅくじつ) 9:00から17:00

※聞(き)きたいことがあるひとや、利用(りよう)したいひとは、お取引(とりひき)のあるまたはお近(ちか)くの金融機関(きんゆうきかん)にご相談(そうだん)してください。

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)①

厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの猶予制度(ゆうよせいど)の特例(とくれい)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって、収入(しゅうにゅう)がすごくへった事業主(じぎょうぬし)は、申請(しんせい)すれば1年間(ねんかん)、とくべつに厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)と労働保険料(ろうどうほけんりょう)などの支払(しはらい)をまってもらえます。

【対象者(たいしょうしゃ)】

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって、2020年(ねん)2月(がつ)以降(いこう)の任意(にんい)の期間(きかん)(1か月(げつ)以上(いじょう))において、**事業(じぎょう)などにかかる収入(しゅうにゅう)が前年同期(ぜんねんどうき)にくらべておおむね20%以上(いじょう)の減少(げんしょう)があり**、一時(いちじ)に納付(のうふ)を行(おこな)うことが難(むずか)しい事業主(じぎょうぬし)

【内 容(ないよう)】

1年間(ねんかん)、厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの納付(のうふ)をまってもらえます。

担保(たんぽ)はいりません。延滞金(えんたいきん)はいりません。

※ 2020年(ねん)2月(がつ)1日(ついたち)から2021年(ねん)2月(がつ)1日(ついたち)までに納期限(のうきげん)が到来(とらい)する厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などが対象(たいしょう)。

この制度(せいど)をつかうには、年金事務所(ねんきんじむしょ)へ申請書(しんせいしょ)を出(だ)してください。管轄(かんかつ)の年金事務所(ねんきんじむしょ)に聞(き)いてください。聞(き)きたいことがある人(ひと)は、厚生年金保険料納付猶予相談窓口(こうせいねんきんほけんりょうのうふゆうよそうだんまどぐち)に相談(そうだん)してください。

申請書(しんせいしょ)は、日本年金機構(にほんねんきんきこう)ホームページからダウンロードしてください。

※ 健康保険料(けんこうほけんりょう)についての相談(そうだん)は、協会(きょうかい)けんぽ加入(かにゅう)の場合(ばあい)は年金事務所(ねんきんじむしょ)、健康保険組合加入(けんこうほけんくみあいにゅう)の場合(ばあい)は健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に相談(そうだん)してください。

※ 労働保険料(ろうどうほけんりょう)については、都道府県労働局(とどうふけんろうどうきょく)に相談(そうだん)してください。

猶予(ゆうよ)が認(み)とめられると、**「納付(のうふ)の猶予(ゆうよ)(特例許可通知書(とくれいきよかつうちしょ))」**が送(おく)られます。

この**「納付(のうふ)の猶予(ゆうよ)(特例許可通知書(とくれいきよかつうちしょ))」**には**「新型(しんがた)コロナ臨時特例法(りんじとくれいほう)第(だい)3条(じょう)による納付(のうふ)の猶予(ゆうよ)が適用(てきよう)されたこと**がかかれています。

※ 猶予(ゆうよ)の期間(きかん)に管轄(かんかつ)の年金事務所(ねんきんじむしょ)において「納入確認書(のうにゅうかくにんしょ)」を手(て)にしたら、「新型(しんがた)コロナ臨時特例法(りんじとくれいほう)第(だい)3条(じょう)による納付(のうふ)の猶予(ゆうよ)が適用(てきよう)された」と書(か)かれています。

※ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって、厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などを一時的(いちじてき)に払(はら)えないときは、この納付猶予(のうふゆうよ)の特例(とくれい)か、分割納付(ぶんかつのうふ)(「換価(かんか)の猶予(ゆうよ)」および「納付(のうふ)の猶予(ゆうよ)」)をご利用(りよう)いただける場合がありますので、相談(そうだん)してください。



●聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

最寄(もよ)りの年金事務所(ねんきんじむしょ)(下(した)のURLもしくは右(みぎ)のQRコード)
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口(こうせいねんきんほけんりょうのうふゆうよそうだんまどぐち)(下(した)のURL)
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ) ②

国民健康保険(こくみんけんこうほけん)、国民年金(こくみんねんきん)、後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)および介護保険(かいごほけん)の保険料(ほけんりょう)(税(ぜい))の減免(げんめん)など

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうにゅう)がへった人(ひと)は、国民健康保険(こくみんけんこうほけん)、国民年金(こくみんねんきん)、後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)および介護保険(かいごほけん)の保険料(ほけんりょう)(税(ぜい))の支援(しえん)があります。あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)、年金事務所(ねんきんじむしょ)、国民健康保険組合(こくみんけんこうほけんくみあい)にきいてください。

- i** ● **ききたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください**
- 国民健康保険料(こくみんけんこうほけんりょう)(税(ぜい))について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の国民健康保険担当課(こくみんけんこうほけんたんとうか)
(国民健康保険組合(こくみんけんこうほけんくみあい)に入(はい)っている人(ひと)は、その組合(くみあい)に相談(そうだん)してください
 - 後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)の保険料(ほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の後期高齢者医療担当課(こうきこうれいしゃいりょうたんとうか)
 - 介護保険料(かいごほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の介護保険担当課(かいごほけんたんとうか)
 - 国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の国民年金担当課(こくみんねんきんたんとうか)、年金事務所(ねんきんじむしょ)

国民年金保険料免除(こくみんねんきんほけんりょうめんじょ)の特例(とくれい)

今回(こんかい)の新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうにゅう)がへってしまった人(ひと)は、国民年金保険料免除(こくみんねんきんほけんりょうめんじょ)ができます。

- 【対象者(たいしょうしゃ)】** 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、2020年(ねん)2月(がつ)以降(いこう)に収入(しゅうにゅう)が減少(げんしょう)し、所得(しよとく)がかなりさがった方(かた)
- 【内容(ないよう)】** 国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)の全部(ぜんぶ)か一部(いちぶ)の支払(しはら)いをしなくてもいいか、あとで払(はら)うことができます。
- 【申請方法(しんせいほうほう)】** 申請書類(しんせいしよるい)を市区町村(しくちょうそん)の国民年金(こくみんねんきん)担当窓口(たんとうまどぐち)に提出(ていしゆつ)
※申請書類(しんせいしよるい)は、日本年金機構(にほんねんきんきこう)のホームページからダウンロードができます。
※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の予防(よぼう)のため、郵便(ゆうびん)もつかってください。
- 【受付開始(うけつけかいし)】** 2020年(ねん)5月(がつ)1日(ついたち)

- i** ● **ききたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください**
- ・ 日本年金機構(にほんねんきんきこう)「ねんきん加入者(かにゅうしゃ)ダイヤル」をつかってください
- TEL : 0570-003-004 ※050から始(はじ)まる電話(でんわ)でおかけになる場合(ばあい)は03-6630-2525
- ・ あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の国民年金担当課(こくみんねんきんたんとうか)か、年金事務所(ねんきんじむしょ)をつかってください。

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ) ③



国税(こくぜい)の支払(しはら)いを猶予(ゆうよ)します

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、国税(こくぜい)を払(はら)うことができないときは、税務署(ぜいむしょ)に申請(しんせい)してください。支払(しはら)いの猶予(ゆうよ)(先(さき)に延(の)ばすこと)ができます。また、以下(いか)の事情(じじょう)がある場合(ばあい)には、納税(のうぜい)の猶予(ゆうよ)の特例(とくれい)が認(みと)められることがあります。まずはお電話(でんわ)で国税局猶予相談(こくぜいきょくゆうよそうだん)センターにご相談(そうだん)ください。

申請(しんせい)のしかたがわからないときは、国税局猶予相談(こくぜいきょくゆうよそうだん)センターに相談(そうだん)してください。

相談(そうだん)のとき、以下(いか)のような国税(こくぜい)が払(はら)えない理由(りゆう)をお伝(つた)えください。

○ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)により、2020年(ねん)2月(がつ)以降(いこう)の任意(にんい)の期間(きかん)(1か月以上(げついじょう))において、事業(じぎょう)などにかかる収入(しゅうにゅう)が前年(ぜんねん)にくらべておおむね20%以上(いじょう)減少(げんしょう)している

また、以下(いか)のような個別(こべつ)の事情(じじょう)がある場合(ばあい)も、ご相談(そうだん)の際(さい)、お申(もう)しつけください。

- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)により財産(ざいさん)がかなりへってしまった
- ご本人(ほんにん)またはご家族(かぞく)が病気(びょうき)にかかった

猶予(ゆうよ)(先(さき)に延(の)ばすこと)が認(みと)められたとき

- ◆原則(げんそく)、1年間(ねんかん)納税(のうぜい)をまってもらえます。
- ◆猶予(ゆうよ)の間(あいだ)、延滞税(えんたいぜい)が少(すく)くなる、またはかかりません。
- ◆財産(ざいさん)を差押(さしおさ)えたり、売却(ばいきゃく)を待(ま)ってもらえます。



- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください
国税庁(こくぜいちょう)(URL、右(みぎ)のQRコード)
https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm



地方税(ちほうぜい)の支払(しは)いを猶予(ゆうよ)します

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって地方税(ちほうぜい)をはらえない人(ひと)は、地方団体(ちほうだんたい)に申請(しんせい)すると、徴収(ちょうしゅう)を待(ま)ってもらえることがあります。また、以下(いか)の事情(じじょう)がある人(ひと)は、とくべつに徴収(ちょうしゅう)の猶予(ゆうよ)が認(みと)められることがあります。まずはお電話(でんわ)で納付先(のうふさき)の地方団体(ちほうだんたい)に相談(そうだん)してください。

○ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、2020年(ねん)2月(がつ)以降(いこう)の任意(にんい)の期間(きかん)(1か月以上(げつ)以上(いじょう))において、事業(じぎょう)などにかかる収入(しゅうにゅう)が前年(ぜんねん)にくらべておおむね20%以上(いじょう)減少(げんしょう)している。

また、以下(いか)のような個別(こべつ)の事情(じじょう)がある場合(ばあい)も、相談(そうだん)のとき、いってください。

- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)により財産(ざいさん)に相当(そうとう)な損失(そんしつ)が生(しょう)じた
- 本人(ほんにん)か家族(かぞく)が病気(びょうき)にかかった

猶予(ゆうよ)(先(さき)に延(の)ばすこと)が認(みと)められたとき

- ◆原則(げんそく)、1年間(ねんかん)納税(のうぜい)を待(ま)ってもらえます。
- ◆猶予(ゆうよ)の間(あいだ)、延滞金(えんたいきん)が少(すく)くなる、またはかかりません。
- ◆財産(ざいさん)をさしおさえたり、売却(ばいきゃく)を待(ま)ってもらえます。



- ききたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください
あなたが住(す)んでいる都道府県(とどうふけん)・市区町村(しくちょうそん)

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ) ④

■ 電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)など料金(りょうきん)の支払猶予(しはらいゆうよ)などについて

個人(こじん)や企業(きぎょう)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)などの料金(りょうきん)を支払(しはら)うことが難(むずか)しいとき、電気(でんき)・ガスの停止(ていし)を先(さき)に延(の)ばすなど、支払(しはら)いの猶予(ゆうよ)について対応(たいおう)していただけるよう電気(でんき)・ガス事業者(じぎょうしゃ)にお願い(ねが)いしています(※)。

(※) このほか、水道(すいどう)・下水道(げすいどう)、および公営住宅(こうえいじゅうたく)の家賃(やちん)を支払(しはら)うことができないとき、支払(しはら)いの猶予(ゆうよ)などをするを、事業者(じぎょうしゃ)へお願い(ねが)いしています。

i ● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)の支払(しはら)いに困(こま)っているひとは、契約(けいやく)している事業者(じぎょうしゃ)に相談(そうだん)してください。

電気料金(でんきりょうきん)の事業者(じぎょうしゃ)(これから対応予定(たいおうよてい)の事業者(じぎょうしゃ)を含(ふく)んでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金(りょうきん)の事業者(じぎょうしゃ)(これから対応予定(たいおうよてい)の事業者(じぎょうしゃ)を含(ふく)んでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

N H K 受信料(じゅしんりょう)に関(かん)する相談(そうだん)窓口(まどぐち)

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の特例改定(とくれいかいてい)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)で、**2020年(ねん)4月(がつ)から12月(がつ)までの間(あいだ)に仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がとともへった人(ひと)**は、一定(いっぺい)の条件(じょうけん)に該当(がいとう)するとき、健康保険(けんこうほけん)・厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)を、**とくべつに翌月(よくげつ)から改定(かいてい)**できます。

【対象(たいしょう)のひと①】 (それぞれ(1)から(3)のすべてに該当(がいとう)するひとです。)

1 2020年(ねん)4月(がつ)から7月(がつ)までの間(あいだ)に給料(きゅうりょう)がとともへってしまった月(つき)があるひと

(1) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって仕事(しごと)が休(やす)み(時間単位(じかんたんい)をふくむ)になり、給料(きゅうりょう)がとともへってしまった月(つき)があるひと

(2) 給料(きゅうりょう)がとともへった月(つき)の、1か月(げつ)分(ぶん)の給料(きゅうりょう)の合計(ごうけい)が、すでに設定(せってい)されている標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)とくらべて2等級以上(とうきゅういじょう)へったひと

※基本給(きほんきゅう)や日給単価(にっきゅうたんか)などがかわらないときも対象(たいしょう)です。

(3) この特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)に本人(ほんにん)が書面(しょめん)で同意(どうい)している

※被保険者本人(ひほけんしゃほんにん)がよく理解(りかい)し、事前(じぜん)の同意(どうい)が必要(ひつよう)です。
(改定後(かいていご)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)にもとづき、傷病手当金(しょうびやうてあてきん)、出産手当金(しゅっさんてあてきん)および年金(ねんきん)の額(がく)がきまることへの同意(どうい)をふくみます。)

年金機構(ねんきんきこう)
特例改定(とくれいかいてい)

検索
(けんさく)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



【対象(たいしょう)のひと②】 (それぞれ(1)から(3)のすべてに該当(がいとう)するひとです。)

2 2020年(ねん)8月(がつ)から12月(がつ)までの間(あいだ)に給料(きゅうりょう)がとともへってしまった月(つき)があるひと

上(うえ)の1とおなじ条件(じょうけん)です。

3 2020年(ねん)4月(がつ)か5月(がつ)に仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がとともへって、特例改定(とくれいかいてい)をうけているひと

(1) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって仕事(しごと)が休(やす)み(時間単位(じかんたんい)をふくむ)になり、2020年(ねん)4月(がつ)か5月(がつ)に給料(きゅうりょう)がとともへって、5月(がつ)か6月(がつ)に特例改定(とくれいかいてい)をうけたひと

(2) 2020年(ねん)8月(がつ)の給料(きゅうりょう)の合計(ごうけい)が、9月(がつ)の定時決定(ていじけつてい)でできた標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)とくらべて2等級以上(とうきゅういじょう)ひくいひと

(3) この特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)に本人(ほんにん)が書面(しょめん)で同意(どうい)している
(上(うえ)の1とおなじです)

年金機構(ねんきんきこう)
特例改定延長(とくれいかいていえんちょう)

検索
(けんさく)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>



【対象(たいしょう)となる保険料(ほけんりょう)】

仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がへった月(つき)(3のときは8月(がつ))の翌月(よくげつ)からの保険料(ほけんりょう)が対象(たいしょう)です。

※上(うえ)の1は2021年(ねん)1月(がつ)31日(にち)まで、2と3は2021年(ねん)2月(がつ)28日(にち)までに申請(しんせい)してください。
それまでの間(あいだ)はさかのぼって申請(しんせい)できますが、申請(しんせい)をしようとするときはできるだけ早く提出(ていしゅつ)してください。

【申請手続(しんせいてつづき)について】

月額変更届(げつがくへんこうとどけ)(特例改定用(とくれいかいていよう))に申立書(もうしたてしよ)を添付(てんぷ)し管轄(かんかつ)の年金事務所(ねんきんじむしょ)に申請(しんせい)してください。

※管轄(かんかつ)の年金事務所(ねんきんじむしょ)へ郵送(ゆうそう)してください。(窓口(まどぐち)でもだせます。)

※届書(とどけしよ)などは日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)ホームページからダウンロードできます。

※この特例措置(とくれいそち)は、対象(たいしょう)のひと①と②でそれぞれ1回(かい)ずつ申請(しんせい)できます。

※健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に加入(かにゅう)しているひとは、健康保険料(けんこうほけんりょう)のぶんは健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に申請(しんせい)してください。



ねんきん加入者
(かにゅうしゃ)ダイヤル

●ききたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

0570-007-123 (ナビダイヤル)

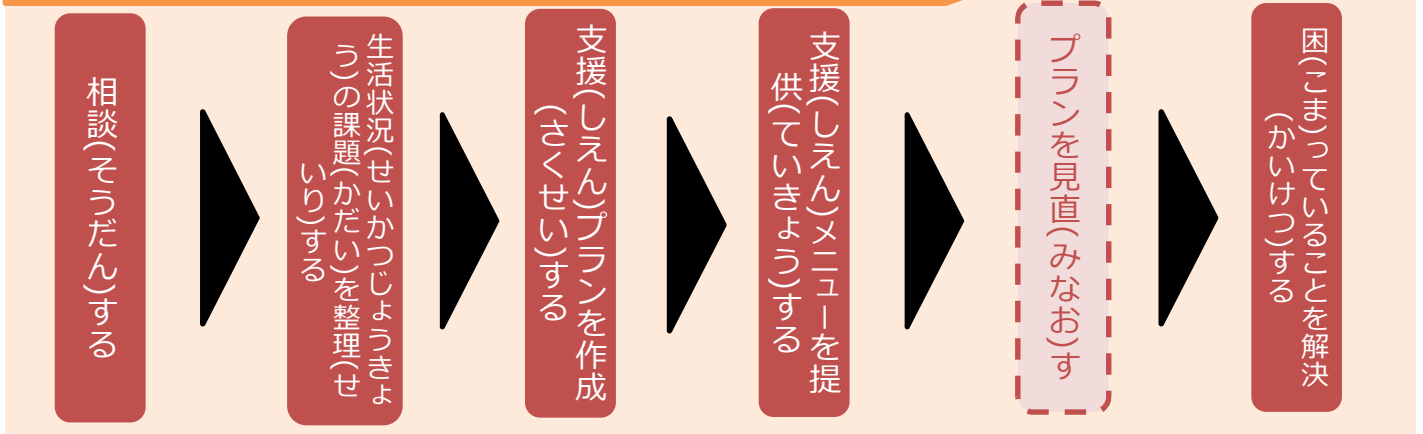
03-6837-2913 (050からはじまる電話(でんわ)でおかけになる場合(ばあい))

受付時間(うけつけじかん):月(げつ)~金曜日(きんようび) 8:30から19:00・第(だい)2土曜日(どようび) 9:30から16:00

生活困窮者自立支援制度(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど)

いろいろな問題(もんだい)があって、生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)に、その人(ひと)にあう支援(しえん)をします。

相談(そうだん)の流れ(なが)れ(自立相談支援事業(じりつそうだんしえんじぎょう))



支援(しえん)メニューの例(れい)

仕事(しごと)をする人(ひと)への支援(しえん)

- 仕事(しごと)をしている人(ひと)や仕事(しごと)をさがしている人(ひと)の相談(そうだん)をきいて、支援(しえん)します。
- 仕事(しごと)をすることが不安(ふあん)な人(ひと)、コミュニケーションが苦手(にがて)な人(ひと)に、ワークショップをしたり、就労体験(しゅうろうたいけん)ができるようにします。

家計(かけい)をよくするための支援(しえん)

- あなたの家計(かけい)の相談(そうだん)をきいたり、お金(かね)を借(か)りる支援(しえん)をします。
- 家賃(やちん)、税金(ぜいきん)、公共料金(こうきょうりょうきん)などを払(はら)うことができない人(ひと)に、給付制度(きゅうふせいど)などを使(つか)うことを支援(しえん)します。

あなたが住(す)む家(いえ)への支援(しえん)

- 仕事(しごと)をやめてお金(かね)に困(こま)っている人(ひと)、住(す)む家(いえ)がなくなった人(ひと)、その心配(しんぱい)がある人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、家賃(やちん)を給付(きゅうふ)します。※ただし、まじめに仕事(しごと)をさがしている人(ひと)に給付(きゅうふ)します。

生活(せいかつ)するための支援(しえん)

- 住(す)む家(いえ)がなくなった人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、生活(せいかつ)するための支援(しえん)をします。

i

- あなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)や自立相談支援事業(じりつそうだんしえんじぎょう)を実施(じっし)する機関(きかん)の窓口(まどぐち)へ相談(そうだん)してください。

住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)(家賃(やちん)の支援(しえん))

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、困(こま)っている人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、家賃(やちん)を支給(しきゅう)します。

住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)

現在(げんざい)の支給(しきゅう)の対象者(たいしょうしゃ)

- ・2年(ねん)以内(いない)に、仕事(しごと)をやめた人(ひと)、事業(じぎょう)をやめた人(ひと)

拡大後(かくだいご)

- ・2年(ねん)以内(いない)に、仕事(しごと)をやめた人(ひと)、事業(じぎょう)をやめた人(ひと)
- ・自分(じぶん)のせいではなく、収入(しゅうにゅう)がへった人(ひと)(仕事(しごと)をやめた人(ひと)、事業(じぎょう)をやめた人(ひと)と同(おな)じ状態(じょうたい)の人(ひと))

対象者(たいしょうしゃ) ・2年(ねん)以内(いない)に、仕事(しごと)や事業(じぎょう)をやめて、収入(しゅうにゅう)が減(へ)った人(ひと)
 ・仕事(しごと)や事業(じぎょう)をやめて、収入(しゅうにゅう)が減(へ)った人(ひと)と同(おな)じ状況(じょうきょう)の人(ひと)

支給(しきゅう)の期間(きかん) 3か月間(げつかん)
 ※仕事(しごと)をさがすことをまじめにしている人(ひと)は、さらに3か月(げつ)延(の)ばすことができます(9か月(げつ)まで延(の)ばすことができます)

支給(しきゅう)するお金(かね) (東京都特別区(とうきょうととくべつく)の人(ひと)のとき)1人(ひとり)の世帯(せたい) : 53,700円(えん)

支給(しきゅう)の条件(じょうけん) 2人(ふたり)の世帯(せたい) : 64,000円(えん)、3人(にん)の世帯(せたい) : 69,800円(えん)

○ 収入(しゅうにゅう) : あなたの世帯(せたい)の収入(しゅうにゅう)の合計金額(ごうけいきんがく)が、基準(きじゅん)の金額(きんがく)より少(すく)ない。
 基準(きじゅん)の金額(きんがく)は、「市町村民税均等割(しちょうそんみんぜいきんとうわり)」が非課税(ひかぜい)となる収入額(しゅうにゅうがく)の12分(ぶん)の1+家賃額(やちんがく)(住宅扶助特別基準額(じゅうたくふじょとくべつきじゅんがく)が上限(じょうげん))(東京都特別区(とうきょうととくべつく)の人(ひと)のとき) 1人(ひとり)世帯(せたい) : 13.8万円(まんえん)、2人(ふたり)世帯(せたい) : 19.4万円(まんえん)、3人(にん)世帯(せたい) : 24.1万円(まんえん)

○ 資産(しさん) : あなたの世帯(せたい)の預貯金(よちよきん)の合計金額(ごうけいきんがく)が、基準(きじゅん)の金額(きんがく)より少(すく)ない(そして、100万円(まんえん)より少(すく)ない金額(きんがく)です)。
 (東京都特別区(とうきょうととくべつく)の人(ひと)のとき) 1人世帯(ひとりせたい) : 50.4万円(まんえん)、2人世帯(ふたりせたい) : 78万円(まんえん)、3人(にん)世帯(せたい) : 100万円(まんえん)

○ 仕事(しごと)をさがすとき : まじめに仕事(しごと)をさがしてください。
 ※4月(がつ)30日(にち)からは、申請(しんせい)するときにハローワークへ申込(もうしこ)まなくてもいいです。

など

- ききたいことがある人(ひと)は電話(でんわ)してください
 0120-23-5572 ※ 9:00~21:00(土日(ど)にち)・祝日(しゅくじつ)ふくむ
- 生活支援特設(せいかつしえんとくせつ)ホームページ
 (住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん))はこちら
- ききたいことがある人(ひと)・申請(しんせい)したい人(ひと)は
 あなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)の自立相談支援機関(じりつそうだんしえんきかん)に相談(そうだん)してください。

全国連絡先(ぜんこくれんらくさき)一覧(いちらん)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



生活保護制度(せいかつほごせいど)

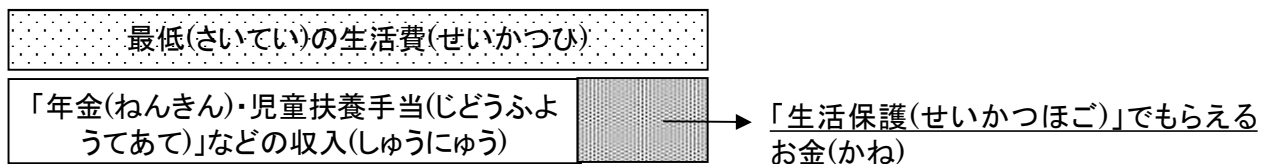
「生活保護(せいかつほご)」の目的(もくてき)は、最低(さいてい)レベルの生活(せいかつ)を保障(ほしょう)することと自分(じぶん)で生活(せいかつ)ができるよう助(たす)けることです。今(いま)の収入(しゅうにゅう)にゆ(お)うじて、必要(ひつよう)な支援(しえん)をします。

どのような方(かた)が生活保護(せいかつほご)を受(う)けられるか

- 外国人(がいこくじん)については、以下(いか)の人(ひと)が生活保護(せいかつほご)の対象(たいしょう)になる可能性(かのうせい)があります。
 - ・ 特別永住者(とくべつえいじゅうしゃ)、永住者(えいじゅうしゃ)、日本人(にほんじん)の配偶者(はいぐうしゃ)など、永住者(えいじゅうしゃ)の配偶者(はいぐうしゃ)など、定住者(ていじゅうしゃ)、難民認定(なんみんにんてい)された人(ひと)などの日本国内(にほんこくない)での活動(かつどう)に制限(せいげん)のない人(ひと)
- 「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けられるかについては、さまざまなきまりがあります。

あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)にある生活相談(せいかつそうだん)などの窓口(まどぐち)(福祉事務所(ふくしじむしょ)(ふくしじむしょ))に相談(そうだん)してください。たとえば、以下(いか)のような状況(じょうきょう)にある人(ひと)が受(う)けられます。

 - ・ 不動産(ふどうさん)、自動車(じどうしゃ)、預貯金(よちよきん)などのうち、すぐにつかうことができる資産(しさん)がない人(ひと)
 - ※不動産(ふどうさん)、自動車(じどうしゃ)は、保有(ほゆう)してもいい場合(ばあい)があります。
 - ・ 仕事(しごと)ができない、仕事(しごと)をしても生活(せいかつ)するお金(かね)がたりない人(ひと)
 - ・ 年金(ねんきん)などの社会保障(しゃかいほしょう)のお金(かね)をもらっても、生活(せいかつ)するお金(かね)がたりない人(ひと)
 - ・ 親族(しんぞく)からの援助(えんじょ)がある場合(ばあい)、「生活保護(せいかつほご)」より優先(ゆうせん)されます。
 - ※「生活保護(せいかつほご)」を申請(しんせい)すると、福祉事務所(ふくしじむしょ)のケースワーカーは援助(えんじょ)できるのかを夫婦(ふうふ)、中学(ちゅうがく)3年生(ねんせい)以下(いか)の子(こ)の親(おや)と会(あ)って確認(かくにん)します。その他(ほか)の親族(しんぞく)については、書面(しょめん)で確認(かくにん)します。
- ※「生活保護(せいかつほご)」でもらえるお金(かね)は、年齢(ねんれい)、世帯(せたい)の人数(にんずう)などによって決(き)まっています。



- 生活保護(せいかつほご)を受(う)けられるかの判断(はんだん)は、ほかにもこまかくきまりがあります。くわしくは、ちかくの自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)に相談(そうだん)してください。

申請(しんせい)の方法(ほうほう)

- あなたが住(す)んでいる自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)(生活相談(せいかつそうだん)などの窓口(まどぐち))に相談(そうだん)してください。
- 申請(しんせい)したら、福祉事務所(ふくしじむしょ)の人(ひと)があなたの家(いえ)を訪問(ほうもん)したり、資産(しさん)をしらべます。そして、「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けられるかどうかを調(しら)べます。
- 調(しら)べたあと、申請(しんせい)してから14日(にち)以内(いない)に「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けられるかどうかきまります。

「生活保護(せいかつほご)」が始(はじ)まったあと

- 「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けているあいだ、ケースワーカーが、1年(ねん)に数回(すうかい)、あなたの家(いえ)にゆきます。ケースワーカーの話(はなし)を聞(き)いてください。
- 「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けているあいだ、あなたの収入(しゅうにゅう)を毎月(まいつき)、おしえてください。
- 生活(せいかつ)するお金(かね)のほか、上限(じょうげん)はありますが、家賃(やちん)のお金(かね)も支給(しきゅう)します。
- 必要(ひつよう)な医療(いりょう)、介護(かいご)も受(う)けられます。
- あなたの家(いえ)のお金(かね)のつかい方(かた)を相談(そうだん)したり、こどもの学習(がくしゅう)・生活(せいかつ)するための支援(しえん)、仕事(しごと)の支援(しえん)なども相談(そうだん)できる場合(ばあい)があります。

● あなたが住(す)んでいる自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)に相談(そうだん)してください。

傷病手当金(しょうびょうてあてきん)

「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」は、「健康保険(けんこうほけん)」などに入(はい)っている人(ひと)が、仕事(しごと)ではない場所(ばしょ)で、病気(びょうき)やケガで仕事(しごと)を休(やす)んだとき、お金(かね)を支給(しきゅう)します。新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)になって、働(はたら)くことができない人(ひと)も利用(りよう)できます。

- ・ 「新型(しんがた)コロナウイルス陽性(ようせい)」で入院(にゅういん)している人(ひと)
 - ・ 熱(ねつ)があり、仕事(しごと)を休(やす)んでいる人(ひと)
- などにも、「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」を支給(しきゅう)します。

支給(しきゅう)の条件(じょうけん)

次(つぎ)のすべての条件(じょうけん)にあう人(ひと)

- ① 仕事(しごと)ではない場所(ばしょ)で、病気(びょうき)やケガをして仕事(しごと)ができない
 - ※ 仕事(しごと)や仕事(しごと)にゆくときに、病気(びょうき)やケガをした人(ひと)は「労災保険(ろうさいほけん)」を申請(しんせい)してください。
- ② 4日(よっか)以上(いじょう)仕事(しごと)を休(やす)んでいる
 - ※ 病気(びょうき)やケガをなおすため、3日間(みっかかん)続(つづ)けて仕事(しごと)を休(やす)んだ後(のち)、4日目(よっかめ)からの休(やす)んだ日(ひ)に支給(しきゅう)します。
 - ※ 最初(さいしょ)の3日間(みっかかん)の休(やす)みは有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)、土日祝日(どにちしゅくじつ)などでもいいです。

支給(しきゅう)の期間(きかん)

支給(しきゅう)がはじまってから、最長(さいちょう)1年(ねん)6か月(げつ)のあいだ、支給(しきゅう)します。

1日(にち)のお金(かね)

支給(しきゅう)するお金(かね)

直近(ちよっきん)12月間(げつかん)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の平均(へいきん)の金額(きんがく)の30分(ぶん)の1

× 3分(ぶん)の2

× 支給(しきゅう)する日数(にっすう)

※ 給与(きゅうよ)の金額(きんがく)が、傷病手当金(しょうびょうてあてきん)の支給(しきゅう)の金額(きんがく)より少(すく)くないとき、「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」と給与(きゅうよ)の金額(きんがく)の差額(さがく)の金額(きんがく)を支給(しきゅう)します。

i ● 支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)は、あなたの「健康保険(けんこうほけん)」の保険者(ほけんしゃ)に相談(そうだん)してください。

(※) 「国民健康保険(こくみんけんこうほけん)」に入(はい)っている人(ひと)は、市区町村(しくちょうそん)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)になった人に「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」を支給(しきゅう)することがあります。あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)にきいてください。

休業手当(きゅうぎょうてあて)

(労働基準法(ろうどうきじゅんほう)第(だい)26条(じょう))

会社(かいしゃ)は、会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするとき、休(やす)みの間(あいだ)の「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)わなければいけません。「労働基準法(ろうどうきじゅんほう)第(だい)26条(じょう)」で決(き)まっています。

- 会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするときは、「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」を使(つか)うことができます。休(やす)む人(ひと)に「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)ってください。そして、雇(やと)っている人(ひと)がこまらないようにしてください。

※「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」は次(つぎ)のページをみてください。

■ 会社(かいしゃ)が「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)うとき

- ▶ 会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするとき
- ▶ 「不可抗力(ふかこうりょく)で休(やす)みにする」ときは、会社(かいしゃ)は「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)わなくてもいいです。

下(した)の①と②の両方(りょうほう)にあてはまるときが、「不可抗力(ふかこうりょく)で休(やす)みにする」です。

- ① 休(やす)みの原因(げんいん)が事業(じぎょう)の外(そと)で起(お)こった事故(じこ)のとき
- ② 事業主(じぎょうぬし)が気(き)をつけていても、起(お)こった事故(じこ)のとき

①は、「緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)」のように、事業(じぎょう)とは関係(かんけい)のないことが原因(げんいん)です。

②は、会社(かいしゃ)が休(やす)まないように、とてもがんばらなければいけません。たとえば、

- ・雇(やと)っている人(ひと)を会社(かいしゃ)ではなく、自宅(じたく)で働(はたら)くことができるようにすること、これをじゅうぶんに考(かんが)えましたか。
- ・雇(やと)っている人(ひと)がほかにもできる仕事(しごと)があるのに、休(やす)みにしていませんか。

などから、判断(はんだん)されます。

そのため「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)」だけが理由(りゆう)で、「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)う義務(ぎむ)がなくなりません。

■ 「休業手当(きゅうぎょうてあて)」の金額(きんがく)

「休業手当(きゅうぎょうてあて)」の金額(きんがく)

=

平均賃金(へいきんちんぎん)

(仕事(しごと)が休(やす)みになった日(ひ)のまえの3か月間(げつかん)に、その人(ひと)に支払(しはら)った賃金(ちんぎん)の総額(そうがく)を、その期間(きかん)の総日数(そうにっすう)でわった金額(きんがく))

×

100分(ぶん)の60以上(いじょう)

※ 賃金(ちんぎん)が時給制(じきゅうせい)や日給制(にっきゅうせい)、出来高払(できだかばら)いなどのときは、最低保障(さいていほしょう)の金額(きんがく)がまっています。



- ききたいことがある人(ひと)は、相談(そうだん)してください。

特別労働相談窓口(とくべつろうどうそうだんまどぐち)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の関係(かんけい)で、仕事(しごと)がなくなりそうになったり、休(やす)みになった分(ぶん)のお金(かね)がもらえなくてこまっているときなどに相談(そうだん)ができます。



雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん) (特例措置(とくべつそち))

雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)は、お金(かね)に困(こま)って、会社(かいしゃ)を小(ちい)さくしたとき、労働者(ろうどうしゃ)に休(やす)んでもらったり、教育訓練(きょういくくんれん)か出向(しゅっこう)で、労働者(ろうどうしゃ)の雇用(こよう)を維持(いじ)したとき、会社(かいしゃ)が申請(しんせい)すれば、払(はら)った休業手当(きゅうぎょうてあて)などの一部(いちぶ)を払(はら)います。

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)をおおきく増(ふ)やし、手続(てつづき)きをかたんにしています。

■ お金(かね)を払(はら)う対象(たいしょう)は会社(かいしゃ) (働(はたら)く人(ひと)を雇(やと)っている方(かた)) です

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)で困(こま)っている会社(かいしゃ)

■ 特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2020年(ねん)12月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)に雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)ませたとき、

- ① 会社(かいしゃ)が払(はら)った「休業手当(きゅうぎょうてあて)」の80% (大(おお)きい会社(かいしゃ)は67%) を国(くに)が払(はら)います。
 - ・人(ひと)をやめさせないときは、90% (大(おお)きい会社(かいしゃ)は75%) にあがります。
 - ・都道府県知事(とどうふけんちじ)から休(やす)むようたのまれていて、働(はたら)いている人を休(やす)ませたとき、最大(さいだい)100%に上(あ)がります (知事(ちじ)から休(やす)むようたのまれているあいだ)。
- ※ 1人(ひとり)1日(にち)、最大(さいだい)15,000円(えん)です。
- ② 雇(やと)っている人(ひと)に教育(きょういく)や訓練(くんれん)(training)をしたときは、さらに1人(ひとり)1日(にち) **2,400円(えん)** (大(おお)きい会社(かいしゃ)は**1,800円(えん)**) お金(かね)を支払(しはら)います。
- ③ **新規学卒者(しんきがくそつしゃ)**など、雇用保険被保険者(こようほけんひほけんしゃ)として継続(けいぞく)して雇用(こよう)された期間(きかん)が6か月未満(げつみまん)の労働者(ろうどうしゃ)も助成対象(じょせいたいしょう)としています。
- ④ 1年間(ねんかん)に100日(にち)の支給限度日数(しきゅうげねんどにっすう)とはべつわくで利用可能(りようかのう)です
- ⑤ 雇(やと)っている人(ひと)が**雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていないときも、お金(かね)を払(はら)います。**

○会社(かいしゃ)がお金(かね)をうけとるためには、

- ※⑥のうち計画届(けいかくとどけ)の提出(ていしゅつ)が不要(ふよう)である措置(そち)および⑦は2020年(ねん)5月(がつ)19日(にち)以降(いこう)の支給申請(しきゅうしんせい)から適用(てきよう)
- ⑥ 申請書類(しんせいしよるい)をとて簡単(かんたん)にしています
添付書類(てんぷしよるい)などをへらし、**休業等計画届(きゅうぎょうとうけいかくとどけ)の提出(ていしゅつ)は不要(ふよう)**です
- ⑦ 助成額(じょせいがく)の算定方法(さんていほうほう)などの**申請手続(しんせいてつづ)きをかたんに**しています
- ⑧ オンライン申請(しんせい)も受(う)け付(つ)けています



- **支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- 会社(かいしゃ)のちかくの労働局(ろうどうきょく)かハローワークに申請(しんせい)してください (窓口(まどぐち)か郵送(ゆうそう)です)。
- 「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」についてききたい人(ひと)は、コールセンターに電話(でんわ)してください。0120-60-3999 (受付時間(うけつけじかん) 9:00~21:00 (土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)をふくむ))



新型(しんがた)コロナウイルス感染症対応休業支援金 (かんせんしょうたいおうきゅうぎょうしえんきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休業(きゅうぎょう)させられた中小企業(ちゅうしょうきぎょう)の労働者(ろうどうしゃ)のうち、休業手当(きゅうぎょうてあて)がもらえなかった労働者(ろうどうしゃ)に、おかねをだします。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)と感染拡大防止(かんせんかくだいぼうし)の影響(えいきょう)で2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2020年(ねん)12月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)に休(やす)むことになった中小企業(ちゅうしょうきぎょう)の労働者(ろうどうしゃ)のうち、

休(やす)んでいるあいだ賃金(ちんぎん) (休業手当(きゅうぎょうてあて)がもらえなかった労働者(ろうどうしゃ) (※)

※ 被保険者(ひほけんしゃ)でないひととも対象(たいしょう)です。

■ 支給額(しきゅうがく)

休業前(きゅうぎょうまえ)の賃金(ちんぎん)の

80% (月額上限(げつがくじょうげん)33万円(まんえん))

※休業(きゅうぎょう)の実績(じっせき)に応(おう)じて支給(しきゅう)

■ 申請期限 (しんせいきげん)

休業 (きゅうぎょう) した 期間 (きかん)	申請期限 (しんせいきげん)
令和 (れいわ) 2年 (ねん) 4月 (がつ) ~ 9月 (がつ)	令和 (れいわ) 2年 (ねん) 12月 (がつ) 31日 (にち)
令和 (れいわ) 2年 (ねん) 10月 (つき) ~ 12月 (がつ)	令和 (れいわ) 3年 (ねん) 3月 (がつ) 31日 (にち)



●くわしく知(し)りたいときは厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。

●コールセンターでもお問合せ(といあわ)せに対応(たいおう)します。

0120-221-276

(受付時間(うけつけじかん) 月(げつ)から金(きん)まで
8:30から20:00まで、土日祝日(どにちしゅくじつ) 8:30から17:15まで)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんりそち)による休暇取得支援助成金(きゅうかじゆとくしえんじよせいきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんりそち)としてやすむのが必要(ひつよう)な妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じよせいろうどうしゃ)が、安心(あんしん)してやすんで出産(しゅっさん)し、出産後(しゅっさんご)も継続(けいぞく)してはたらせるようにするため、その女性労働者(じよせいろうどうしゃ)のために有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)を整備(せいび)し、休暇(きゅうか)をとらせた会社(かいしゃ)をたすけます。

■ 対象者(たいしょうしゃ) (事業主(じぎょうぬし))

①～③のぜんぶにあてはまる会社(かいしゃ)が対象(たいしょう)です。

2020年(ねん)5月(がつ)7日(なのか)から2020年(ねん)12月(がつ)31日(にち)までのあいだに

① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんりそち)のため、医師(いし)か助産師(じよさんし)から、やすみが必要(ひつよう)とされた妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じよせいろうどうしゃ)が取得(しゅとく)できる有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど) (年次有給休暇(ねんじゆうきゅうきゅうか)以外(いがい)で、年次有給休暇(ねんじゆうきゅうきゅうか)の賃金(ちんぎん)の60%以上(いじょう)が支払(しはら)われるやすみにかぎる)を整備(せいび)し、

② この有給休暇制度(ゆうきゅうきゅうかせいど)の内容(ないよう)を新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかんりそち)の内容(ないよう)とあわせて働(はたら)いている人(ひと)にお知らせした事業主(じぎょうぬし)であって、

2020年(ねん)5月(がつ)7日(なのか)から2021年(ねん)1月(がつ)31日(にち)までのあいだに

③ この休暇(きゅうか)を合計(ごうけい)5日以上(いつかいじょう)とらせた会社(かいしゃ)

■ 支給額(しきゅうがく)

対象労働者(たいしょうろうどうしゃ) 1人(ひとり)あたり、有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)をとった日数(にっすう)が

計(けい)5日以上(いつかいじょう)20日未満(はつかみまん) : 25万円(まんえん)

以降(いこう)20日(にち)ごとに15万円加算(まんえんかさん)

上限額(じょうげんがく) : 100万円(まんえん)

※1事業所(じぎょうしょ)あたりの人数上限(にんずうじょうげん) : 20人(にん)

■ 申請期間(しんせいきかん)

2020年(ねん)6月(がつ)15日(にち)から2021年(ねん)3月(がつ)1日(にち)まで

※雇用保険被保険者(こようほけんひほけんしゃ)のひと用(よう)と、雇用保険被保険者(こようほけんひほけんしゃ)以外(いがい)のひと用(よう)の2つがあります。

※事業所単位(じぎょうしょたんい)の申請(しんせい)です。



- くわしく知りたい人(ひと)は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- 具体的(ぐたいてき)なご相談(そうだん)・お問合せ(といあわせ)は、ちかくの労働局(ろうどうきょく)の雇用環境・均等部(こようかんきょう・きんとうぶ)か雇用環境・均等室(こようかんきょう・きんとうしつ)におねがいいたします。

受付時間(うけつけじかん) : 8 : 30から17 : 15まで

(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)・年末年始(ねんまつねんし)をのぞく)



両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじよせいきん) (介護離職防止支援(かいごりしょくぼうししえん)コース (新型(しんがた)コロナウイルス感染症対応特例(かんせんしょうたいおうとくれい)))

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、家族(かぞく)を介護(かいご)する労働者(ろうどうしゃ)が育児・介護休業法(いくじ・かいごきゅうぎょうほう)の休(やす)みのほかに、特別有給休暇(とくべつゆうきゅうきゅうか)で介護(かいご)ができるようなとりくみをする中小(ちゅうしょう)の会社(かいしゃ)をたすけます。

■ 対象者(たいしょうしゃ) (事業主(じぎょうぬし))

- ① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の対応(たいおう)としてつかえる介護(かいご)のための有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど) (※)をつくり、この制度(せいど)を含(ふく)めて仕事(しごと)と介護(かいご)の両立支援制度(りょうりつしえんせいど)のなかみを社内(しゃない)にお知らせすること。
※所定労働日(しよていろうどうび)の20日(はつか)以上(いじょう)取得(しゅとく)できる制度(せいど)
※法定(ほうてい)の介護休業(かいごきゅうぎょう)、介護休暇(かいごきゅうか)、年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)とはべつの休暇制度(きゅうかせいど)が異なります。
- ② 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって対象家族(たいしょうかぞく)の介護(かいご)のために仕事(しごと)を休(やす)んだ労働者(ろうどうしゃ)が、①の休暇(きゅうか)を合計(ごうけい)5日以上(いつかいじょう)取得(しゅとく)すること

■ 支給額

(しきゅうがく)

取得日数(しゅとくにっすう)	支給額(しきゅうがく)
合計(ごうけい) 5日以上(いつかいじょう) 10日未満(とうかみまん)	20万円(まんえん)
合計(ごうけい) 10日以上(とうかいじょう)	35万円(まんえん)

1 中小事業主(ちゅうしょうじぎょうぬし)あたり5人(にん)まで申請可能(しんせいかのう)です

■ 対象(たいしょう)となる労働者(ろうどうしゃ)

- ① 介護(かいご)が必要(ひつよう)な家族(かぞく)が通常利用(つうじょうりよう)しているか、利用(りよう)しようとしている介護(かいご)サービスが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって利用(りよう)できないとき
- ② 家族(かぞく)が通常利用(つうじょうりよう)しているか、利用(りよう)しようとしている介護(かいご)サービスが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)のせいで使(つか)うのをひかえるとき
- ③ 家族(かぞく)を通常介護(つうじょうかいご)しているひとが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって介護(かいご)ができなくなったとき

■ 適用日(てきようび)

2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2021年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに取得(しゅとく)した休暇(きゅうか)

■ 申請期間(しんせいきかん)

支給要件(しきゅうようけん)をみたした翌日(よくじつ)から数(かぞ)えて2か月以内(げつくない)

* 2020年(ねん)6月(がつ)15日(にち)より受付開始(うけつけかいし)
 (注意(ちゅうい)) 2020年(ねん)6月(がつ)15日(にち)よりまえに支給要件(しきゅうようけん)をみたした場合(ばあい)は8月(がつ)15日(にち)までに申請(しんせい)してください。

- くわしく知(し)りたい人(ひと)は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- ききたいことがある人(ひと)は、
 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
 (かくとどうふけんろうどうきょくこようかんきょう・きんとうぶ(しつ))
 受付時間(うけつけじかん) : 8 : 30から17 : 15まで (土日祝日(どにちしゅくじつ)をのぞく)

新型(しんがた)コロナ 介護支援(かいごしえん)
両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじよせいきん)

検索(けんさく)

公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん) (離職者訓練(りしょくしゃくんれん))

雇用保険(こようほけん)を受(う)けとりながら、無料(むりょう) (テキスト代(だい)などは自己負担(じこふたん)) で職業(しょくぎょう)訓練(くんれん)を受(う)けられます。

対象者(たいしょうしゃ) : 求職中(きゅうしょくちゅう)のひとで、原則(げんそく)として以下(いか)の5つの条件(じょうけん)をみたすひと

- ① ハローワークに求職(きゅうしょく)の申込(もうしこ)みをしていること
- ② 在職中(ざいしょくちゅう) (週(しゅう)の労働時間(ろうどうじかん)が20時間以上(じかんいじょう)) ではないこと
- ③ 雇用保険(こようほけん)の失業給付(しつぎょうきゅうふ)を受けていること
- ④ 労働(ろうどう)の意思(いし)と能力(のうりょく)があること
- ⑤ 職業訓練(しょくぎょうくんれん)などの支援(しえん)が必要(ひつよう)とハローワークがみとめたこと

訓練(くんれん)の内容(ないよう)

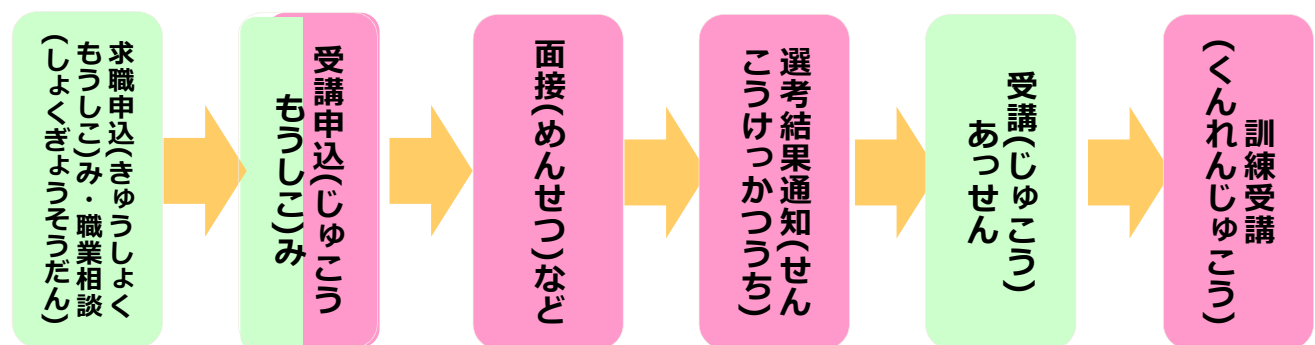
- ① 就職(しゅうしょく)に必要な(ひつよう)な職業(しょくぎょう)スキルや知識(ちしき)を習得(しゅうとく)するための訓練(くんれん)です
- ② 期間(きかん)は3ヶ月(かげつ)から2年(ねん)までです
- ③ 受講料(じゅこうりょう)はかかりません (テキスト代(だい)などが1万円(まんえん)から2万円(まんえん)かかります)
- ④ 国(くに)、都道府県(とどうふけん)、民間教育訓練機関(みんかんきょういくくんれんきかん)など (都道府県(とどうふけん)からの委託(いたく)) が訓練(くんれん)します

受講(じゅこう)の流れ(ながれ)・・・まずはハローワークにきてください!

公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん) (離職者訓練(りしょくしゃくんれん)) および求職者支援訓練(きゅうしょくしゃしえんくんれん)を受けるには、ハローワークに求職申込(きゅうしょくもうしこ)みをしたあと、訓練(くんれん)する施設(しせつ)がおこなう面接(めんせつ)などにより、ハローワークのあっせんがいきます。

なお、受講(じゅこう)あっせんは、ハローワークでそうだんして

- ① 訓練(くんれん)を受講(じゅこう)することがあった職(しょく)につくために必要(ひつよう)とみとめられ、かつ、
- ② 訓練(くんれん)を受(う)けるために必要(ひつよう)な能力(のうりょく)があるとハローワークが判断(はんだん)した人(ひと)に対(たい)して行(おこな)います。



..... ハローワークでの手続(てつづ)き

..... 訓練実施施設(くんれんじっしせつ)での手続(てつづ)き

i ● 具体的(ぐたいてき)な手続(てつづ)きは厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
● お住(す)まいの地域(ちいき)で実施(じっし)されている訓練(くんれん)については、ハローワークインターネットサービスで検索(けんさく)できます。
● ききたいことがある人(ひと)は、ちかくのハローワークに相談(そうだん)してください。



求職者支援訓練(きゅうしょくしゃしえんくんれん)

雇用保険(こようほけん)を受給(じゅきゅう)できない求職者(きゅうしょくしゃ)のひとは、無料(むりょう) (テキスト代(だい)などは自己負担(じこふたん)) で職業訓練(しょくぎょうくんれん)を受けながら、条件(じょうけん)をみたせば月額(げつがく)10万円(まんえん)がもらえます。

対象者(たいしょうしゃ) : 求職中(きゅうしょくちゅう)のひとで、下(した)の5つすべてにあてはまるひと

- ① ハローワークに求職(きゅうしょく)の申込み(もうしこみ)をしていること
 - ② 在職中(ざいしょくちゅう) (週(しゅう)の労働時間(ろうどうじかん)が20時間以上(じかんいじょう)) ではないこと
 - ③ 雇用保険(こようほけん)の失業給付(しつぎょうきゅうふ)を受給中(じゅきゅうちゅう)ではないこと
 - ④ 労働(ろうどう)の意思(いし)と能力(のうりょく)があること
 - ⑤ 職業訓練(しょくぎょうくんれん)が必要(ひつよう)とハローワークが認(みと)めたこと
- ※ 給付金(きゅうふきん)を受けとるには、下(した)に記載(きさい)の「給付金(きゅうふきん)の支給内容(しきゅうないよう)・要件(ようけん)」にすべてあてはまること。

訓練(くんれん)の内容(ないよう)

- ① はやくはたらけるようになるための訓練(くんれん)です
- ② 訓練(くんれん)の期間(きかん)は2ヶ月(かげつ)から6ヶ月(かげつ)です
- ③ 受講料(じゅこうりょう)はかかりません (テキスト代(だい)など、1~2万円(まんえん)が必要(ひつよう)です)
- ④ 国(くに)からの認定(にんてい)を受(う)けた、民間教育訓練機関(みんかんきょういくくんれんきかん)などが訓練(くんれん)をします
- ⑤ 2種類(しゅるい)のコースがあります
 - ・「基礎(きそ)コース」 : 社会人(しゃかいじん)としての基礎的(きそてき)な能力(のうりょく)や、みじかいあいだで習得(しゅうとく)できる技能(ぎのう)などをえられます
 - ・「実践(じっせん)コース」 : 就職(しゅうしょく)を希望(きぼう)する職種(しょくしゅ)ではたらけるようになるための実用的(じつようてき)な技能(ぎのう)をえられます

受講(じゅこう)の流(なが)れ : P26をみてください (公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん)と同じです)

給付金(きゅうふきん)の支給内容(しきゅうないよう)・要件(ようけん)

【支給額(しきゅうがく)】

- ・ 職業訓練受講手当(しょくぎょうくんれんじゅこうてあて) : 月額(げつがく)10万円(まんえん)
 - ・ 通所手当(つうしよてあて) : 訓練実施施設(くんれんじっしせつ)までの交通費(こうつうひ) (上限(じょうげん)があります)
 - ・ 寄宿手当(きしゅくてあて) : 月額(げつがく)10,700円(えん)
- ※「通所手当(つうしよてあて)」「寄宿手当(きしゅくてあて)」は、ハローワークにきいてください。

【主(おも)な支給要件(しきゅうようけん)】 (下(した)のすべてにあてはまるかた)

- ・ 本人収入(ほんにんしゅうにゅう)が月(つき)8万円以下(まんえんいか)
- ・ 世帯全体(せたいぜんたい)の収入(しゅうにゅう)が月(つき)25万円以下(まんえんいか)
- ・ 世帯全体(せたいぜんたい)の金融資産(きんゆうしさん)が300万円以下(まんえんいか)



- くわしくは厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- ちかくでやっている訓練(くんれん)については、ハローワークインターネットサービスでしらべられます。
- ききたいことがある人(ひと)は、ちかくのハローワークにきいてください。



小学校休業等対応助成金 (しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおうじょせいきん)

(労働者(ろうどうしゃ)を雇(やと)っている事業主(じぎょうぬし)の方(かた)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)うこどもの世話(せわ)をすることになった労働者(ろうどうしゃ)に給料(きゅうりょう)がでるお休(やす)みをとらせた事業主(じぎょうぬし)に助成金(じょせいきん)を支給(しきゅう)します。

対象者(たいしょう)は事業主(じぎょうぬし)です

①か、②のこどもの世話(せわ)をする労働者(ろうどうしゃ)に対(たい)し、お休(やす)みをとらせ、給料(きゅうりょう)をだした事業主(じぎょうぬし)。

※この「給料(きゅうりょう)のでるお休(やす)み」は法律(ほうりつ)でさだめられている「年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)」とは別(べつ)のものです。

① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、休(やす)みになった小学校(しょうがっこう)など(※)に通(かよ)うこども

※小学校(しょうがっこう)など：小学校(しょうがっこう)、義務教育学校(ぎむきょういっくがっこう)の前期課程(ぜんきかてい)、各種学校(かくしゅがっこう)(幼稚園(ようちえん)または小学校(しょうがっこう)の課程(かてい)に類(るい)する課程(かてい)をおくものにかぎる)、特別支援学校(とくべつしえんがっこう)(すべての部(ぶ))、放課後児童(ほうかごじどう)クラブ(くらぶ)、放課後(ほうかご)などデイサービス、幼稚園(ようちえん)、保育所(ほいくじょ)、認定(にんてい)こども園(えん)、認可外(にんかがい)保育施設(ほいくしせつ)、家庭的保育事業(かていてきほいくじぎょう)など、こどもを一時的(いちじてき)にあずかる事業(じぎょう)、障害児(しょうがいじ)の通所(つうしょ)を支援(しえん)する施設(しせつ)など

② 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかかるなどして、小学校(しょうがっこう)などを休(やす)むこども

支給(しきゅう)の金額(きんがく)

支給(しきゅう)するお金(かね)

=

休(やす)んだ人(ひと)に払(はら)った給料相当額(きゅうりょうそうとうがく)

×

10分(ぶん)の10

※ 支給(しきゅう)の上限(じょうげん)は1日(にち)に8,330円(えん)まで(2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)以降(いこう)に取得(しゅとく)した休暇(きゅうか)については15,000円(えん))

対象(たいしょう)の日(ひ)

2020年(ねん)2月(がつ)27日(にち)から12月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)に給料(きゅうりょう)をだしながら休(やす)みをとらせた日(ひ)

※春休(はるやす)み・夏休(なつやす)み・冬休(ふゆやす)みなど、学校(がっこう)が開校(かいこう)する予定(よてい)のなかった日(ひ)などはのぞきます。

申請(しんせい)の期間(きかん)

- 2020年(ねん)2月(がつ)27日(にち)から9月(がつ)30日(にち)のあいだに休(やす)んだ日(ひ)
⇒ 2020年(ねん)3月(がつ)18日(にち)から12月(がつ)28日(にち)まで
 - 2020年(ねん)10月(がつ)1日(にち)から12月(がつ)31日(にち)のあいだに休(やす)んだ日(ひ)
⇒ 2020年(ねん)10月(がつ)1日(にち)から2021年(ねん)3月(がつ)31日(にち)まで
- ※できるだけまとめて申請(しんせい)してください。

● 支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。

● ききたいことがある人(ひと)は、電話(でんわ)してください。

新型(しんがた)コロナ 休暇支援(きゅうかしえん)

検索(けんさく)

学校等休業助成金(がっこうとうきゅうぎょうじょせいきん)・支援金(しえんきん)、

雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)コールセンター

0120-60-3999

受付時間(うけつけじかん)：9:00~21:00 (土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)を含(ふく)む)



小学校休業等対応支援金 (しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおうしえんきん)

(仕事(しごと)の委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、こどもの世話(せわ)をするために、契約(けいやく)した仕事(しごと)ができなくなった個人(こじん)で仕事(しごと)をする保護者(ほごしゃ)にお金(かね)を支給(しきゅう)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)は、仕事(しごと)の委託(いたく)を受(う)けて ■ 個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと)

①か、②のこどもの世話(せわ)をする保護者(ほごしゃ)で、一定(いつてい)の条件(じょうけん)を満(み)たす人(ひと)。

① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)のガイドラインなどによって、休(やす)みになった小学校(しょうがっこう)など(※)に通(か)うこども

※ 小学校(しょうがっこう)など：小学校(しょうがっこう)、義務教育学校(ぎむきょういっくがっこう)の前期課程(ぜんきかてい)、各種学校(かくしゅがっこう)(幼稚園(ようちえん)または小学校(しょうがっこう)の課程(かてい)に類(るい)する課程(かてい)を置(お)くものにかぎる)、特別支援学校(とくべつしえんがっこう)(すべての部(ぶ))、放課後児童(ほうかごじどう)クラブ、放課後等(ほうかごとう)デイサービス、幼稚園(ようちえん)、保育所(ほいくじょ)、認定(にんてい)こども園(えん)、認可外保育施設(にんかがいまいくしせつ)、家庭的保育事業(かていてきまいくじぎょう)など、こどもを一時的(いちじてき)に預(あず)かる事業(じぎょう)、障害児(しょうがいじ)の通所(つうしょ)を支援(しえん)する施設(しせつ)など

② 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかかるなどして、小学校(しょうがっこう)などを休(やす)むこども

一定(いつてい)の条件(じょうけん)

- 個人(こじん)で仕事(しごと)をする予定(よてい)があった。
- 「業務委託契約(ぎょうむいたくけいやく)」などで決(き)められた仕事(しごと)をして給料(きゅうりょう)が支払(しはら)われている。そして、発注者(はっちゅうしゃ)が仕事(しごと)の内容(ないよう)、仕事(しごと)をする場所(ばしょ)・日時(にちじ)などを決(き)めている。

■ 支給(しきゅう)の金額(きんがく)

仕事(しごと)をすることができなかった日(ひ)、1日(にち)に4,100円(えん)

※ 2020年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)以降(いこう)の日(ひ)については、1日(にち)あたり7,500円(えん)(定額(ていがく))

■ 対象(たいしょう)の期間(きかん)

2020年(ねん)2月(がつ)27日(にち)から12月(がつ)31日(にち)まで

※ 春休(はるやす)み・夏休(なつやす)み・冬休(ふゆやす)みなど、学校(がっこう)が開校(かいこう)する予定(よてい)のなかった日(ひ)などは除(のぞ)きます。

■ 申請(しんせい)の期間(きかん)

- 2020年(ねん)2月(がつ)27日(にち)から9月(がつ)30日(にち)のあいだに休(やす)んだ日(ひ)
⇒2020年(ねん)3月(がつ)18日(にち)から12月(がつ)28日(にち)まで
- 2020年(ねん)10月(がつ)1日(にち)から12月(がつ)31日(にち)のあいだに休(やす)んだ日(ひ)
⇒2020年(ねん)10月(がつ)1日(にち)から2021年(ねん)3月(がつ)31日(にち)まで

- **支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。
- **ききたいことがある人(ひと)**は、電話(でんわ)してください。

学校等休業助成金(がっこうとうきゅうぎょうじょせいきん)・支援金(しえんきん)、
雇用調整助成金(こようちようせいじょせいきん)コールセンター

0120-60-3999

受付時間(うけつけじかん)：9:00~21:00 (土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)を含(ふく)む)



企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター 利用者支援事業(りようしゃしえんじぎょう) (特例措置(とくれいそち): 企業(きぎょう)で働(はたら)く人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、保護者(ほごしゃ)が仕事(しごと)を休(やす)むことができないのでベビーシッターを利用(りよう)したとき、利用料金(りりようようきん)を支援(しえん)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

下(した)の①～③にすべてにあう人(ひと)。

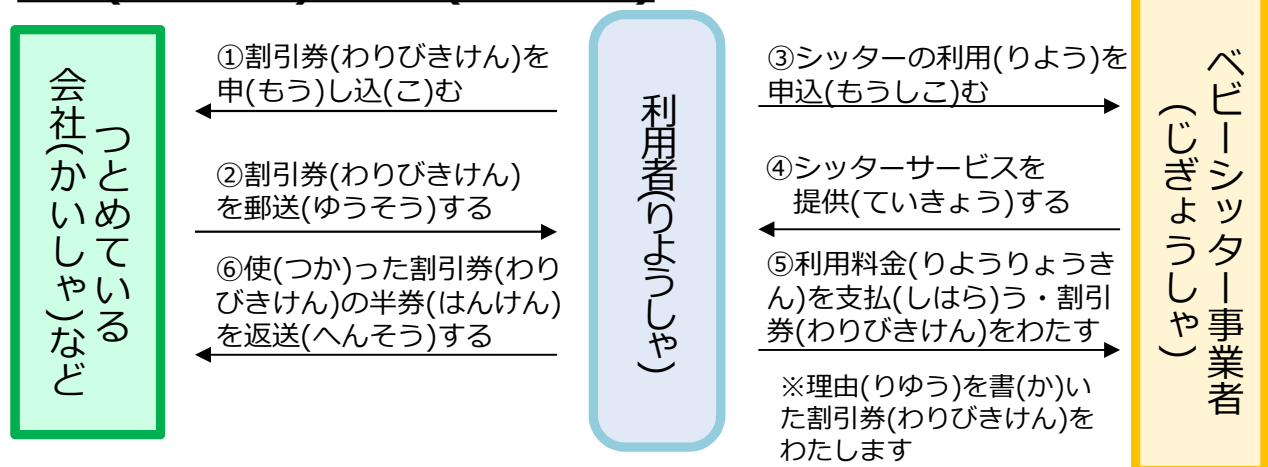
- ①民間企業(みんかんきぎょう)などで働(はたら)いている
- ②配偶者(はいぐうしゃ)が仕事(しごと)をしている人(ひと)や、ひとり親(おや)の人(ひと)が、仕事(しごと)を続(つづ)けるために、ベビーシッターを利用(りよう)する
- ③新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、こどもが通(かよ)う小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになっている

■ 特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになったときに使(つか)うことができる割引券(わりびきけん)(2,200円(えん)/枚(まい))を支給(しきゅう)します。

	＜平常時(へいじょうじ)＞	＜特例措置(とくれいそち)＞
・1日(にち)の上限枚数(じょうげんまいすう) :	1枚(まい)/人(にん) ⇒	5枚(まい)/人(にん)
・1か月(げつ)の上限枚数(じょうげんまいすう) :	24枚(まい)/家庭(かてい) ⇒	120枚(まい)/家庭(かてい)
・年間(ねんかん)の上限枚数(じょうげんまいすう) :	280枚(まい)/家庭(かてい) ⇒	上限(じょうげん)はありません

■ 申請(しんせい)の方法(ほうほう)



i ●全国(ぜんこく)保育(ほいく)サービス協会(きょうかい)ホームページをみてください。
<http://www.acsa.jp/>



企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター 利用者支援事業(りょうしやしえんじぎょう)

(特例措置(とくれいそち) : 個人(こじん)で仕事(しごと)をしている人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、保護者(ほごしゃ)が仕事(しごと)を休(やす)むことができないのでベビーシッターを利用(りよう)したとき、利用料金(りようりょうきん)を支援(しえん)します。

対象者(たいしょうしゃ)

下(した)の①～③にすべてにあう人(ひと)。

- ①個人(こじん)で仕事(しごと)をしている (自営業(じえいぎょう)、フリーランスなど)
- ②配偶者(はいぐうしゃ)が仕事(しごと)をしている人(ひと)や、ひとり親(おや)の人(ひと)が、仕事(しごと)を続(つづ)けるために、ベビーシッターを利用(りよう)する
- ③新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、こどもがゆく小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになっている

特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

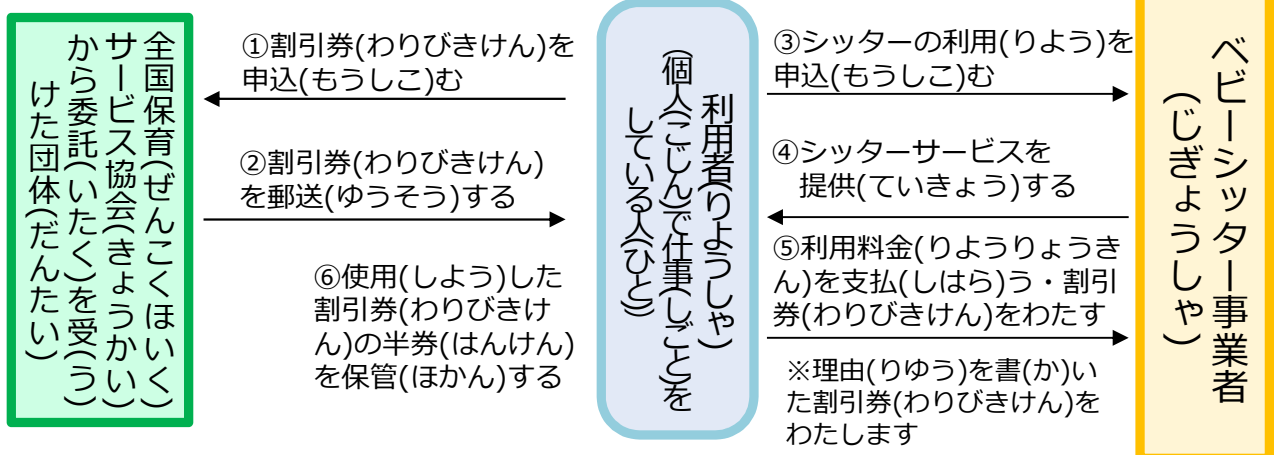
小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになったときに使(つか)うことができる割引券(わりびきけん)(2,200円(えん)/枚(まい)) を支給(しきゅう)します。

<平常時(へいじょうじ)>

<特例措置(とくれいそち)>

- ・ 1日(にち)の上限枚数(じょうげんまいすう) : 1枚(まい)/人(にん) ⇒ 5枚(まい)/人(にん)
- ・ 1か月(げつ)の上限枚数(じょうげんまいすう) : 24枚(まい)/家庭(かてい) ⇒ 120枚(まい)/家庭(かてい)
- ・ 年間(ねんかん)の上限枚数(じょうげんまいすう) : 120枚(まい)/家庭(かてい) ⇒ 上限(じょうげん)はありません

申請(しんせい)の方法(ほうほう)



●全国(ぜんこく)保育(ほいく)サービス協会(きょうかい)ホームページをみてください。

<http://www.acsa.jp/>

